

第5期 おおむら 男女共同 参画プラン

令和4年3月
長崎県大村市

はじめに



本市では、平成 29 年度に第 4 期おおむら男女共同参画プランを策定し、「誰もが活躍できる社会をめざして」を基本理念に掲げ、各分野における男女共同参画、女性の参画促進、人権の尊重などに取り組んでまいりました。

この間、我が国では、少子高齢化や人口減少の急速な進行、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会経済情勢が大きく変化しました。特に新型コロナウイルス感染症により、非正規雇用の女性の解雇や雇い止めが急増し、家庭内での配偶者等からの暴力が増加・深刻化するなど大きな影響が広がりました。

このような中、豊かで活力があり、安心して暮らすことができる社会を築いていくためには、すべての人が互いに認め合い、それぞれがあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

今般、「第 4 期おおむら男女共同参画プラン」の計画期間が満了するにあたり、こうした社会経済情勢、これまでの取組の成果や課題、市民意識調査の結果等を踏まえ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れ、「第 5 期おおむら男女共同参画プラン ～誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして～」を策定しました。

男女共同参画社会の実現に向け、本プランを実効性のあるものとするためには、各関係機関、事業者、民間団体及び市民の皆様と市が連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました大村市男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査などで貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

大村市長 園田 裕史

目 次

第1章 第5期おおむら男女共同参画プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の背景と目的.....	1
2 プランの位置づけ.....	2
3 プランの期間.....	3
4 本プランの策定体制.....	3
(1) 大村市男女共同参画懇話会をはじめとした各種会議における検討.....	3
(2) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施.....	3
(3) パブリックコメントの実施.....	3
5 近年の男女共同参画の動向.....	4
(1) 国の動向.....	4
(2) 長崎県の動向.....	5
6 本プランとSDGs.....	6
7 大村市男女共同参画懇話会からの提言.....	7
第2章 大村市の男女共同参画の現状と課題	8
1 第4期プランの達成状況と課題.....	8
(1) 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍.....	8
(2) 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり.....	9
(3) 基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と安心な暮らしの実現.....	10
2 市民意識調査結果の概要.....	11
(1) 男女共同参画について.....	11
(2) 女性活躍推進について.....	14
(3) 人権(DV・セクハラ・LGBT)について.....	17
(4) 男女共同参画社会の実現に向けて.....	22
第3章 プランの基本的な考え方	24
1 基本理念.....	24
2 基本目標.....	24
3 施策の体系.....	25
第4章 プランの内容	26
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大.....	26
施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大.....	27
施策の方向2 女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進.....	28
施策の方向3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進.....	29

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり	30
施策の方向1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	31
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った支援の充実.....	32
施策の方向3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進	34
施策の方向4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実.....	35
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現.....	37
施策の方向1 互いの人権を尊重する社会の推進	38
施策の方向2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援.....	39
施策の方向3 生涯を通じた健康づくりの推進	41
施策の方向4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備.....	43
施策の方向5 防災における男女共同参画の推進	45
第5章 プランの推進	46
1 連携と協働による推進.....	46
(1) 関係行政機関との連携	46
(2) 市民・事業者・各種団体との協働.....	46
2 庁内における推進体制の充実	46
(1) 大村市男女共同参画懇話会	46
(2) 男女共同参画庁内推進会議	46
(3) 男女共同参画庁内推進会議幹事会.....	46
(4) 各課庁内推進員	46
(5) おおむら男女共同参画推進事業実行委員会	47
(6) 大村市男女共同参画推進センター.....	47
3 プランの進行管理	47
(1) 進捗状況の管理.....	47
(2) 市民への情報公開（広報・ホームページでの公表）	47
資料編	48

第1章 第5期おおむら男女共同参画プランの策定にあたって

1 プラン策定の背景と目的

国は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

令和2年12月には、人口減少社会の本格化やジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域活動における女性の活躍・男女共同参画など11の個別分野を設けた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

県においては、平成15年に「長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、その後3度の改定が行われ、令和3年3月には「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現」を目指す指針として、「第4次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

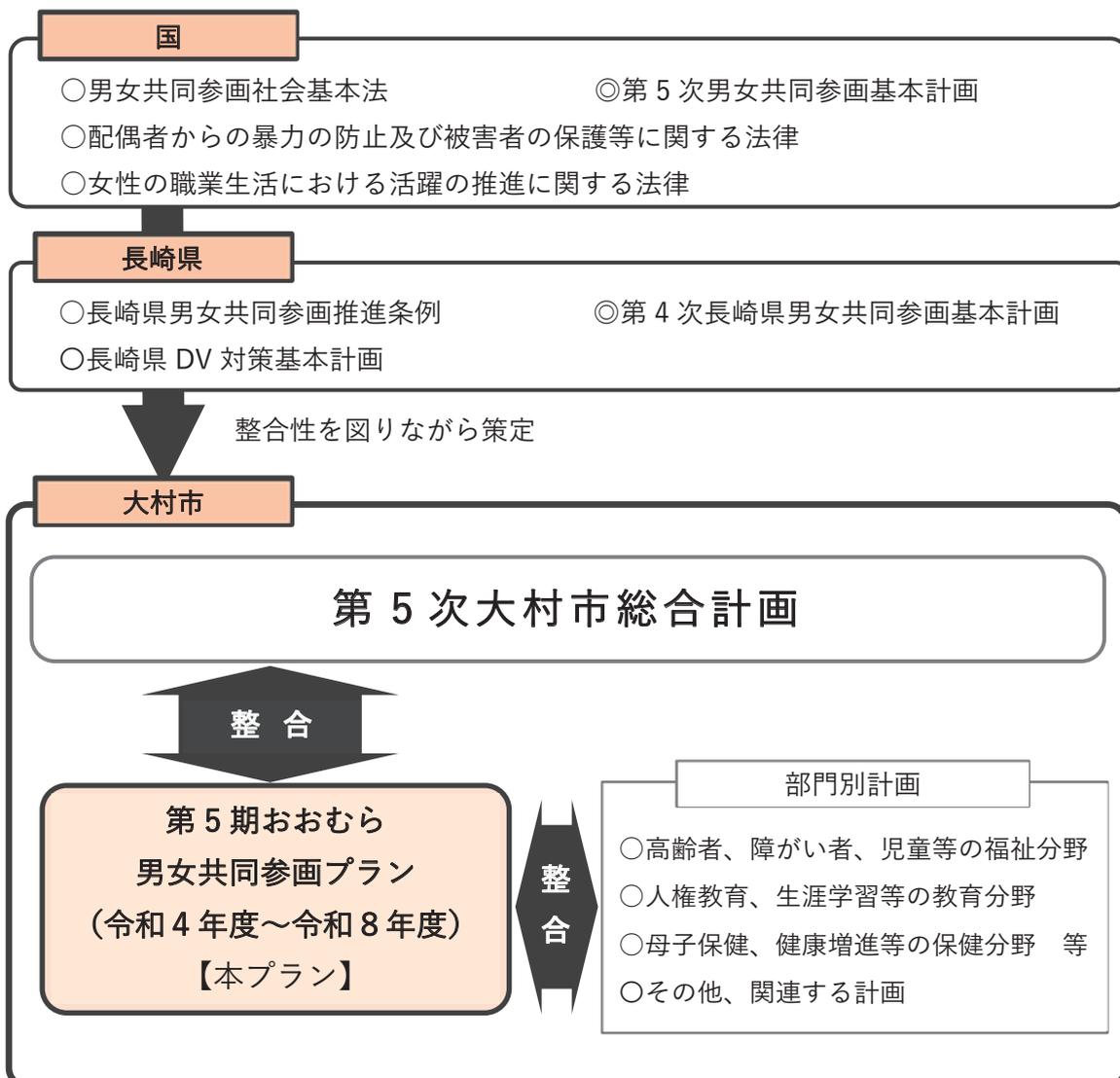
本市では、「男女共同参画社会基本法」の趣旨や理念等を踏まえ、平成11年に「第1期おおむら男女共同参画プラン」を策定し、その後3度の改定を行い、広報啓発や市民の意識の醸成に努めるとともに、男女共同参画に関する様々な施策を展開し、「第4期おおむら男女共同参画プラン」(計画期間：平成29年度～令和3年度)においては、各分野における男女共同参画、女性の参画拡大、男女の人権の尊重などに取り組んできました。

このたび、「第4期おおむら男女共同参画プラン」の計画期間が令和3年度で終了することから、社会経済情勢の変化や法制度の拡充、「大村市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、「大村市男女共同参画懇話会」から提出された提言書等を踏まえ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGs(持続可能な開発目標)の理念を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進していくことを目的として「第5期おおむら男女共同参画プラン」を策定するものです。

※1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法第2条)

2 プランの位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」として位置づけるものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけるものです。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次長崎県男女共同参画基本計画」との整合性を図りながら策定・推進するものです。
- 「第5次大村市総合計画」（平成28年度～令和7年度）の個別計画と位置づけ、整合性を図りながら、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定するものです。



3 プランの期間

本プランの期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、大きな社会情勢の変化や諸制度の変更があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 本プランの策定体制

(1) 大村市男女共同参画懇話会をはじめとした各種会議における検討

本プランの策定にあたっては、総合的な観点からの検討及び市民参画による計画づくりが必要であるため、学識経験者、関係団体等の代表及び公募市民から構成される大村市男女共同参画懇話会、関係部長等で構成される庁内推進会議、男女共同参画推進に関わる施策や事業の主管課長等で構成される幹事会等において、男女共同参画推進における課題や今後の方向性を協議しました。

(2) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

プラン策定にあたり、基礎資料とするため市民を対象とした調査を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識等の実態を把握しました。

項目	内容
調査時期	令和3年1月
調査対象者	住民基本台帳から年齢構成比を基本に3,000人を無作為抽出
調査方法	調査票の配布は郵送で行い、回答は郵送または市ホームページで受付
配布数	3,000件
有効回答数	1,298件
	内訳：郵送回答 1,059件 市HP回答 239件
有効回答率	43.3%

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映させるため、令和4年3月にプラン案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

5 近年の男女共同参画の動向

(1) 国の動向

①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立・改正

平成27年8月に「女性活躍推進法」が成立し、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」などを基本原則とし、国・地方公共団体、一部企業に対し、女性の活躍に関する状況把握・課題分析とそれを解決するにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定等が義務付けられました。

令和元年には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などによる女性活躍の推進、パワハラ^{※1}防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設などハラスメント^{※2}対策の強化などが盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布されました。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行

平成30年5月に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すことなどを基本原則として、公布・施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

令和3年6月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、政党その他の政治団体の取組の更なる促進や、セクハラ^{※3}・マタハラ^{※4}等への対応といった国・地方公共団体の施策の強化等について新たに定められました。

③「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定

大規模災害が相次ぐ中、令和2年5月に、内閣府は災害対応における意思決定過程への女性の参画促進や男女のニーズの違いへの配慮及び対応をするためにガイドラインを策定し、各都道府県・政令指定都市に対して、本ガイドラインに基づく取組を促進するよう求めています。

※1 **パワハラ**：パワー・ハラスメントの略。同じ職場等で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛をあたえる又は職場環境を悪化させる行為。

※2 **ハラスメント**：人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為。具体的には、属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけることです。

※3 **セクハラ**：セクシュアル・ハラスメントの略。性的な言動によって、個人または職場全体に不利益・不快感を与えること。

※4 **マタハラ**：マタニティ・ハラスメントの略。働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・身体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。

④「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定

令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、人口減少社会の本格化やジェンダー^{※1}平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域活動における女性の活躍・男女共同参画など11の個別分野を設け、これら11分野及び推進体制の整備・強化について、それぞれ令和12年度末までの「基本認識」及び令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」並びに「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」が設定されました。

(2) 長崎県の動向

長崎県では、平成14年に「長崎県男女共同参画推進条例」が施行され、その趣旨や理念等を踏まえて、平成15年3月に「長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、社会経済環境の変化に伴い3度の計画改定を行っています。

平成26年には、県内の経済団体、国・県・市町、大学、企業を中心として「ながさき女性活躍推進会議」が発足されました。同会議は女性が活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図ることを目的として活動しています。

令和3年3月に「第4次長崎県男女共同参画推進計画～ながさき”輝き”プラン2025～」を策定し、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる社会」を目指すべき姿とし、基本目標として①あらゆる分野における女性の参画拡大、②誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり、③安全・安心な暮らしの実現、④推進体制の整備・強化の4つを掲げて様々な施策を展開しています。



※1 ジェンダー：「男らしさ、女らしさ」など、それぞれの性にふさわしいとされる行動や態度など社会的、文化的に形成された性別のこと。生物学的な差異に基づく男女の性別とは区別する。

6 本プランとSDGs

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」の中核とされる17のゴールのことで、SDGsは、2030年までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが理念に掲げられています。

本市においてもSDGsの理念を踏まえながら、持続可能なまちづくりに向けて様々な取組を進めています。

本プランの内容については、SDGsの17のゴールのうち、下記のゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本プランの取組を推進します。



【本プランに掲げる施策と関連するSDGsのゴール】

	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

7 大村市男女共同参画懇話会からの提言

第5期プランの策定にあたり、令和4年1月、大村市男女共同参画懇話会から市長へ提言書が提出されました。

提言1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画が拡大するよう、具体的な目標を設定するなど、実効性のある方法を検討し、より推進されたい。

提言2 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現

あらゆる場面において男女共同参画に対するすべての人の理解促進を図り、意識の変化が行動変容につながるようにしなければならない。特に家事や子育て、介護における男性の参画を促進するためには、働く場における男性中心型労働慣行を見直す必要がある。

長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス^{※1}（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を進められたい。

提言3 あらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力の根絶については、特にDV^{※2} 被害者支援のための対策を講じられたい。

提言4 誰もが安心して暮らせる社会の形成

ひとり親世帯、高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ^{※3} などすべての多様な人が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組を進められたい。

提言5 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組促進に向け、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等、平常時の備えや初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において男女共同参画の視点に立った取組ができるよう体制づくりを進められたい。

※1 **ワーク・ライフ・バランス**：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※2 **DV**：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものから振るわれる暴力のこと。身体的な暴力のほか、精神的・経済的・性的な暴力も含む。

※3 **性的マイノリティ**：性的指向（どのような性別の人を好きになるか）や性自認（自分の性をどのように認識しているか）等が典型でないとされる人のこと。セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなどが含まれるが、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決めない・分からない人など、多様な性が存在する。

第2章 大村市の男女共同参画の現状と課題

1 第4期プランの達成状況と課題

第4期プランにおける基本目標ごとの指標の達成状況と課題は次のとおりです。

◎：目標値達成
↗：達成はしていないが、基準値を上回る
↘：基準値を下回っている
—：新型コロナウイルスの影響により実績なし

(1) 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

基本目標Ⅰは、プランの推進を図るための指標として8項目を設け、25の取組を行ってきました。達成状況につきましては、8項目中、基準値を上回った項目が4項目、基準値を下回った項目が3項目、実績なしが1項目で、目標を達成できた項目はありませんでした。

「審議会等への女性の参画割合」については実績値が26.0%で、基準値をわずかに上回っていますが、目標値である35.0%を大きく下回っています。取組としては、審議会等の所管課から関係団体に対し、女性委員の積極的な推薦を依頼してきましたが、「団体代表や団体推薦者に女性が少ない」、「専門的知識や技能、資格を必要としているが、その職に女性が少ない」等の理由により、女性の参画が伸びていない状況があります。

また、市民意識調査の結果では、今後さらに女性が政策や方針を決定する場へ参画していくためには、組織運営の改善や更なる理解促進、男女ともに意識を高めていくことが必要であるとの意見が多く挙がっています。

今後、関係団体の理解と協力を得ながら役職にとらわれない登用や、政策・方針を決定する場へ参画する意識の向上を目指す取組が必要です。

プランの推進を図るための指標	基準値 (H28年度)	目標値 (R3年度)	参考 (R1年度)	実績 (R2年度)	達成 状況
審議会等への女性の参画割合	25.6%	35.0%	24.9%	26.0%	↗
地区別ミーティングの女性の参加率	20.0%	35.0%	22.7%	—	—
女性のための再就職講座参加者数	33人	60人	20人	18人	↘
産業支援センターを活用した女性の割合	—	40.0%	28.6%	19.4%	↗
家族経営協定の締結組数	152組	177組	156組	163組	↗
男性の生活自立のための実践講座参加者数	28人	60人	184人	12人	↘
ボランティア団体のボランティアセンター 利用件数	1,300件	1,450件	1,117件	1,165件	↘
自主防災組織の結成率	53.2%	80.0%	56.1%	58.1%	↗

(2) 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本目標Ⅱは、指標として7項目を設け、17の取組を行ってきました。達成状況につきましては、7項目中、基準値を上回った項目が2項目、基準値を下回った項目が5項目で、目標を達成できた項目はありませんでした。

「男女が平等な社会」と感じる割合及び「男女共同参画社会」について理解している人の割合は、毎年実施している市民満足度調査の結果によるものです。「男女共同参画社会」について理解している人の割合は、52.8%で目標値には届いていないものの増加傾向にありますが、「男女が平等な社会」と感じる割合は、34.1%で基準値を下回っています。

市民意識調査で男女の平等感について尋ねたところ、「社会の通念や慣習・しきたり」、「社会全体」、「政治や行政の政策・方針決定の場」において、男性が優遇されているとの認識が高く、いまだに固定的な性別役割分担意識^{※1}が大きな存在であることがうかがえ、その意識の解消が課題となっています。一方、「学校教育の場」では男女の平等感が高い結果となっており、小・中学校における男女共同参画の視点に立った教育や、児童・生徒に向けた人権教育、性別にとらわれない進路指導等の取組が効果を挙げている状況です。

また、男女共同参画意識の普及啓発、理解の促進のために実施している講座や講演会の参加状況については、男性や若年層の参加数が伸び悩んでいる傾向があります。今後は性別にかかわらず、より幅広い年代に参加してもらえるよう、内容や周知方法の検討をさらに進めていく必要があります。

プランの推進を図るための指標	基準値 (H28年度)	目標値 (R3年度)	参考 (R1年度)	実績 (R2年度)	達成 状況
「男女が平等な社会」と感じる人の割合	41.9%	60.0%	36.8%	34.1%	
「男女共同参画社会」について理解している人の割合	47.0%	60.0%	47.2%	52.8%	
男女共同参画講座・講演会への参加者数	1,927人	2,100人	1,936人	131人	
地域への男女共同参画出前講座の参加者数	254人	300人	229人	40人	
子育て相談件数	8,706件	9,000件	6,256件	4,183件	
病児保育施設を利用する幼児数	2,136人	3,600人	1,478人	581人	
放課後児童クラブを利用する児童数	1,561人	1,875人	1,824人	1,820人	

※1 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

(3) 基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と安心な暮らしの実現

基本目標Ⅲは、指標として7項目を設け、32の取組を行ってきました。達成状況につきましては、7項目中、基準値を上回った項目が1項目、基準値を下回った項目が3項目、実績なしが2項目、目標を達成できた項目が1項目でした。

近年、DV被害などを含む相談件数が増加しており、令和2年度に男女共同参画推進センターに寄せられた相談件数は239件(延べ)で、平成28年度の94件(延べ)の約2.5倍になっています。

「配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合」については、令和1年度の実績値が51.4%で、目標値には届いていませんが、基準値の28.1%を大きく上回っています。取組としては、広報紙やホームページ等による広報、イベントや「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「国際女性デー」にあわせた周知活動、公共施設や商業施設に相談機関のカードを設置するなどの取組を行いました。一方、市民意識調査の結果では、DV被害を受けた際に、『どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)』との回答が約5割を占めています。その結果から、DV被害者にDVから抜け出すことを諦めさせない取組が求められています。引き続き相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、DVの危険性について理解を広め、相談につながりやすい窓口づくりに努める必要があります。

「デートDV^{※1}予防講座」は、市内の中高生を対象に実施しています。市民意識調査ではDVの防止策について『人権を尊重する教育を学校・地域・職場・家庭で充実する』との意見が多数挙がっており、自らがDVの加害者や被害者にならないよう、若年層に対する受講体制を更に整えていく必要があります。

プランの推進を図るための指標	基準値 (H28年度)	目標値 (R3年度)	参考 (R1年度)	実績 (R2年度)	達成 状況
人権教育啓発のための講演会及び研修会の参加者数	418人	500人	334人	—	—
デートDV予防講座参加者数	1,790人	3,000人	1,230人	737人	↓
配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	28.1%	60.0%	51.4%	—	—
乳がん検診受診率	26.5%	50.0%	31.5%	20.0%	↓
子宮がん検診受診率	30.5%	50.0%	37.1%	38.6%	↗
高等職業訓練促進給付費制度利用による就職率	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	◎
生活保護受給者で就労開始した人の数	78人	90人	90人	50人	↓

※1 デートDV：10代や20代などの若い世代に生じる交際相手からの暴力のこと。配偶者からの暴力であるDVに対して、婚姻関係にない男女間で起こる暴力や行動をデートDVと呼んでいる。

2 市民意識調査結果の概要

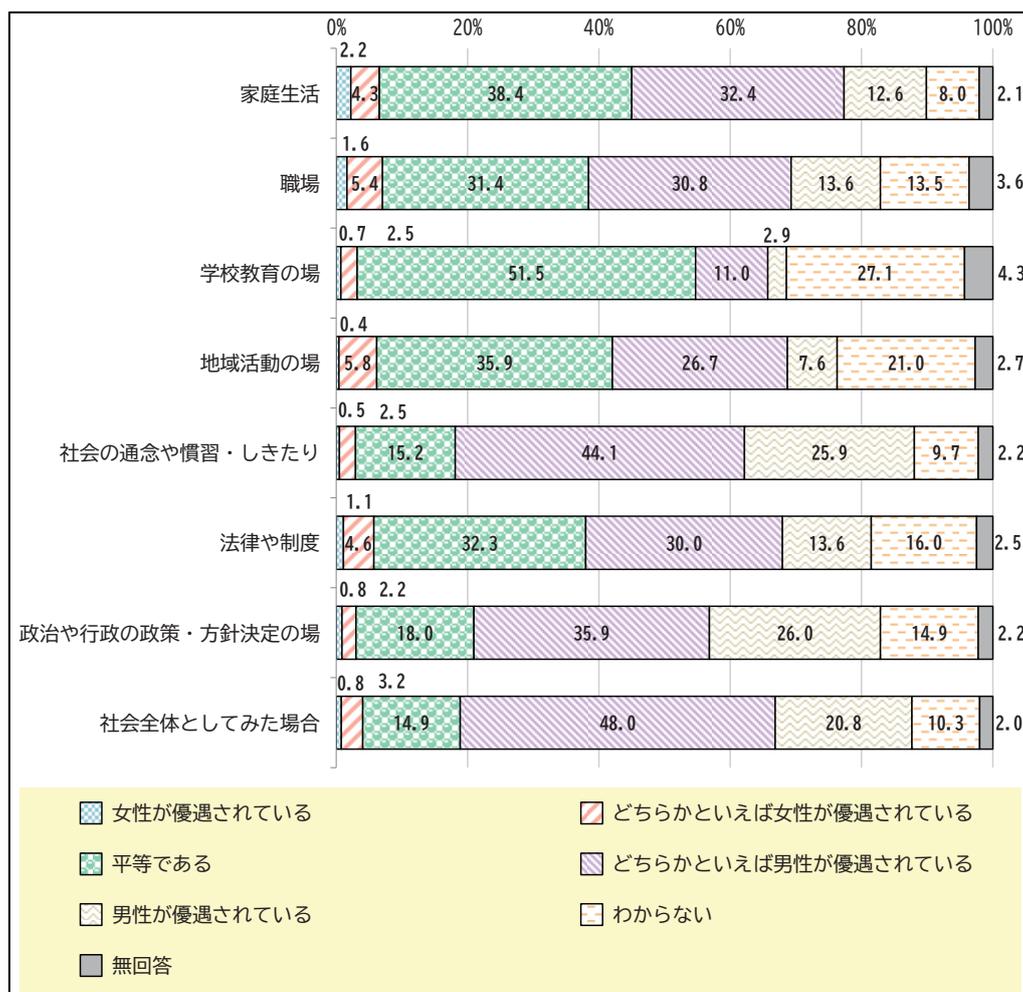
令和3年1月に、市民3,000人を対象として「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、1,298人から回答をいただきました。調査結果の概要は次のとおりです。

(1) 男女共同参画について

①社会のあらゆる分野における男女の平等感について

『男性が優遇されている』『どちらかといえば男性が優遇されている』と答えた人の割合は、『社会の通念や慣習・しきたり』が70.0%で最も多く、次いで『社会全体』『政治や行政の政策・方針決定の場』となっています。また、『平等である』が最も多かったのは『学校教育』で51.5%となっています。

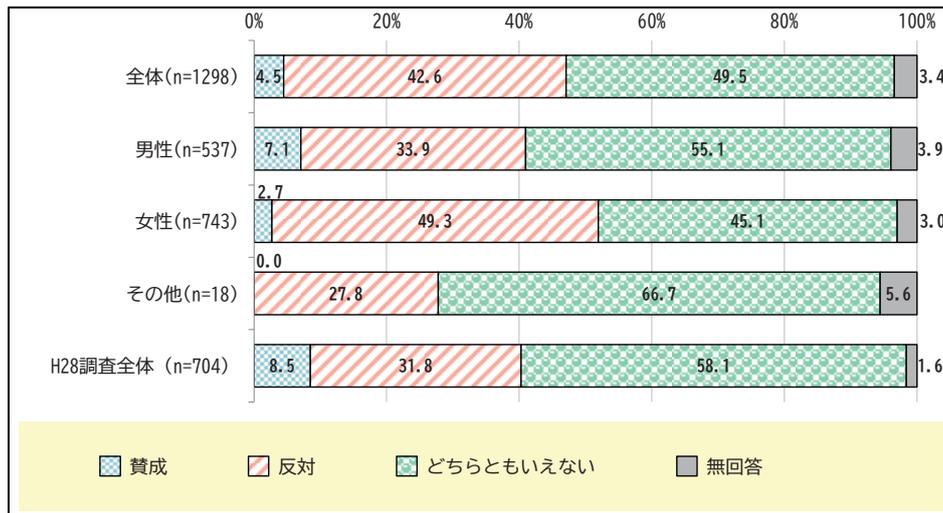
■社会のあらゆる分野における男女の平等感



②『男は仕事、女は家庭』という考え方について

『反対』が42.6%、『賛成』が4.5%、『どちらとも言えない』が49.5%で、平成28年度調査と比較すると、『反対』が10.8ポイント増加しています。一方、性別で比較すると『反対』は男性が33.9%、女性は49.3%で、15.4ポイントの開きがあります。

■『男は仕事、女は家庭』という考え方について

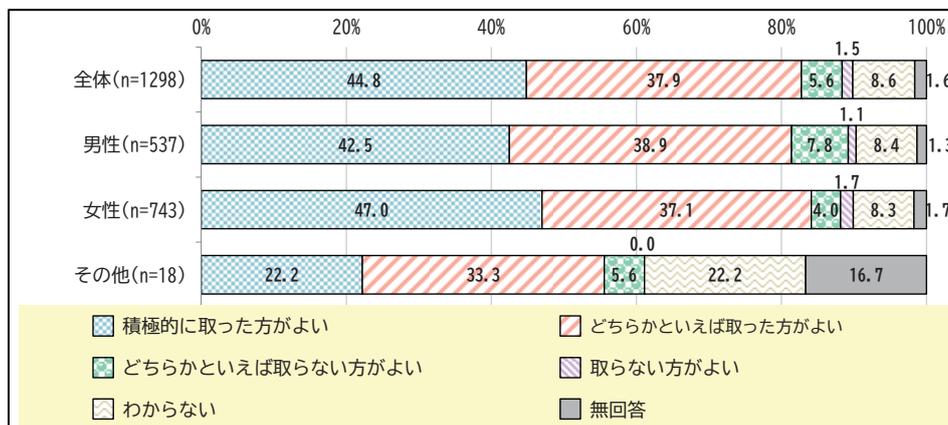


③男性の育児休業取得について

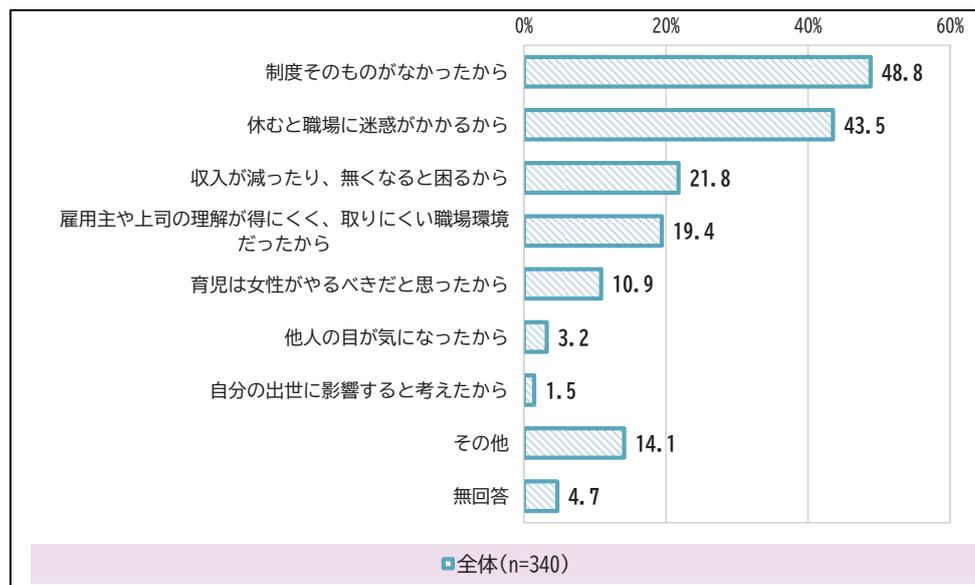
男性が「育児休業」を取ることにについて、全体では『積極的に取った方がよい』が44.8%で最も多く、次いで『どちらかといえば取った方がよい』が37.9%で、合わせて8割以上が育児休業取得に肯定的であることがわかります。

また、育児休業を取得しなかった理由については、『制度そのものが無かったから』が48.8%で最も多く、次いで『休むと職場に迷惑がかかるから』、『収入が減ったり、無くなると困るから』、『雇用主や上司の理解が得にくく、取りにくい職場環境だったから』が続いています。

■育児休業を取得することについて



■ 育児休業を取得しなかった理由（複数回答）



まとめ

- 社会生活の多くの場面で「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合が高く、特に男性よりも女性の方が強く感じています。一方、「平等である」との意識はどの場面においても女性よりも男性の方が高く、男女の意識に隔たりがあります。
男女の不平等感の解消のためには、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画する機会を確保し、特に政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を推進する必要があります。
- 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、平成 28 年度調査と比較すると「賛成」が 4.0 ポイント減少し、「反対」が 10.8 ポイント増加していることから、「固定的性別役割分担意識」に多少の変化がみられます。しかし、今回の調査を性別で比較すると「反対」は男性が 33.9%、女性が 49.3%で、15.4 ポイントの開きがあり、まだまだ男女の意識に違いがあります。
引き続き、男女が平等にあらゆる分野で活躍できるよう、すべての人に向けた意識啓発が重要です。
- 男性の育児休業取得については、肯定的な意見が 8 割を超えているものの、実際の取得には、周囲の理解や制度を利用しやすい職場環境の整備が課題となっています。制度を気兼ねなく利用できるような職場環境の整備と周囲の理解を進めるための周知・啓発が必要です。

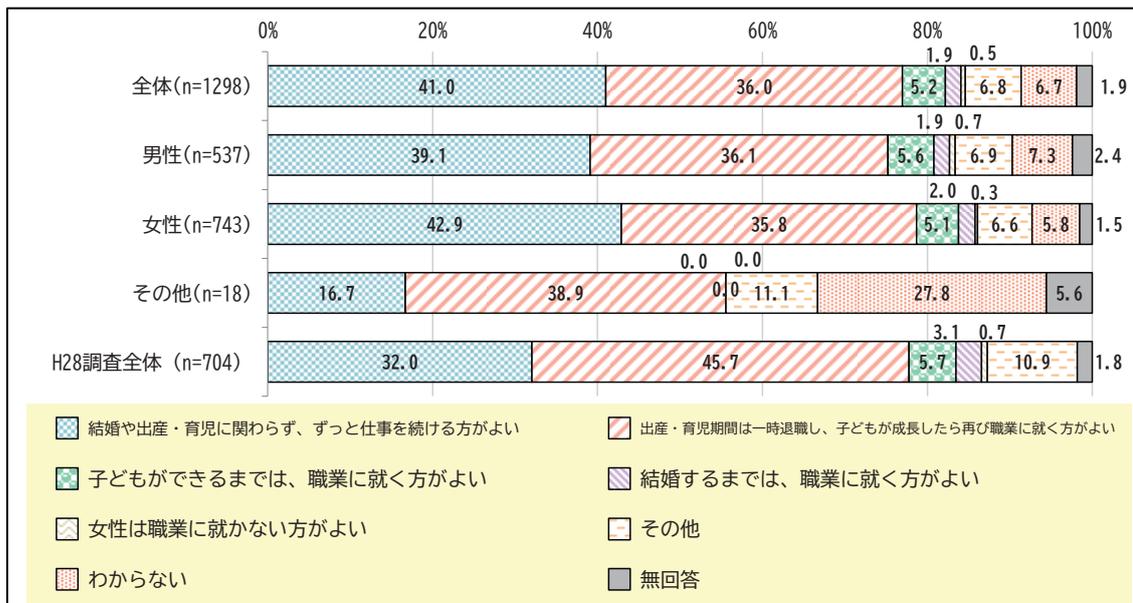
(2) 女性活躍推進について

①女性が職業に就くことについて

『結婚や出産・育児に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい』が41.0%で最も多く、次いで『出産・育児期間は一度退職し、子どもが成長したら再び職業に就く方がよい』が36.0%となっており、合わせて77.0%が出産・育児を経験した後も職業に就く方がよいと回答しています。

平成28年度調査と比較すると、『結婚や出産・育児に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい』が32.0%から9ポイント増加しており、子どもの有無にかかわらず女性は仕事を続ける方がよいと考える人が多くなっています。一方で、『その他』の意見では、個人の生き方であり、それぞれの判断でよいとの回答も多くみられました。

■女性が職業に就くことについての意識

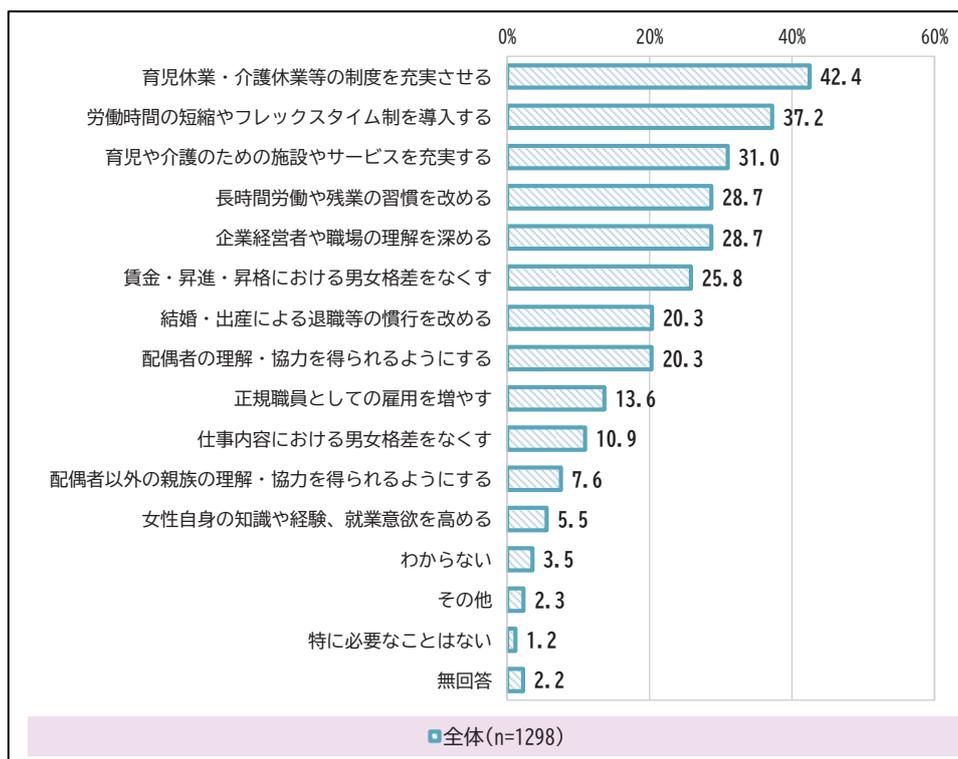


②出産や子育て等により退職することなく、継続して女性が働くために必要なことについて

『育児休業・介護休業の制度を充実させる』、『労働時間の短縮やフレックスタイム制^{※1}の導入』、『育児や介護のための施設やサービスを充実する』、『長時間労働や残業の習慣を改める』、『企業経営者や職場の理解を深める』といった項目が回答の上位となっています。

※1 フレックスタイム制：自由勤務時間制のこと。1か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定して働く制度。

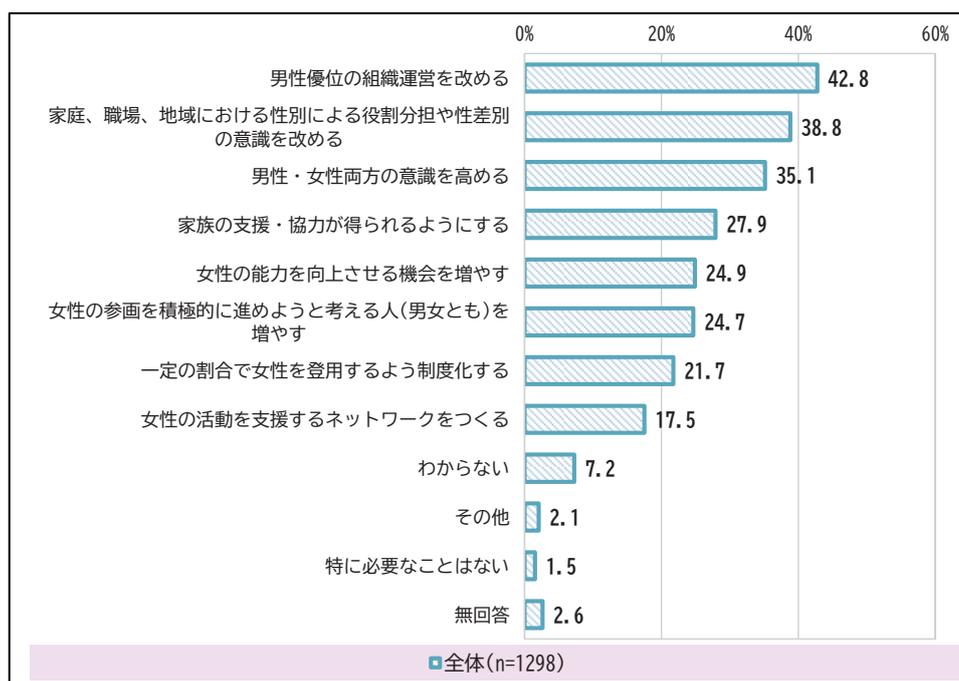
■女性が継続して働くために必要なこと（複数回答）



③政策や方針を決定する場へ女性が参画するために必要なことについて

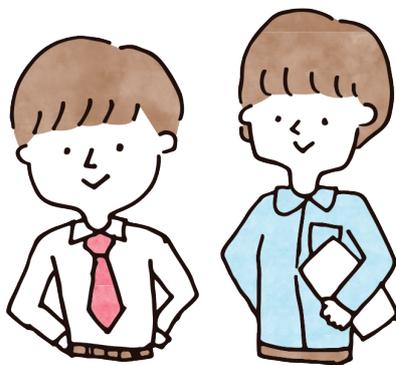
『男性優位の組織運営を改める』が42.8%と最も多く、次いで『家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める』、『男性・女性両方の意識を高める』が続いています。

■政策や方針を決定する場へ女性が参画するために必要なこと（複数回答）



まとめ

- 女性が職業に就くことについては、77.0%の人が出産・育児後も職業に就く方がよいと考えています。その一方で、『その他』と回答した人の意見で、「人それぞれの生き方を尊重すべき」、「家族で話し合い納得できていれば、どの選択肢でもいい」とあるように多様な働き方への肯定的な意見が見受けられます。
人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知・啓発を進める必要があります。
- 女性が継続して働き続けるために必要なこととして、出産や子育て、介護等のライフステージ^{※1}に応じた柔軟な働き方が選択できるとともに、育児休業や介護休業などに関する制度やサービスの充実、職場環境の整備や周囲の人の理解といった様々な角度からの支援が求められており、サービス等の充実と周知啓発を共に進めていく必要があります。
- 女性が政策や方針を決定する場へ参画していくためには、「男性優位」や「性別役割分担意識」といった固定的な社会通念を改め、組織運営の改善や男女双方の意識を高めるための啓発が必要です。



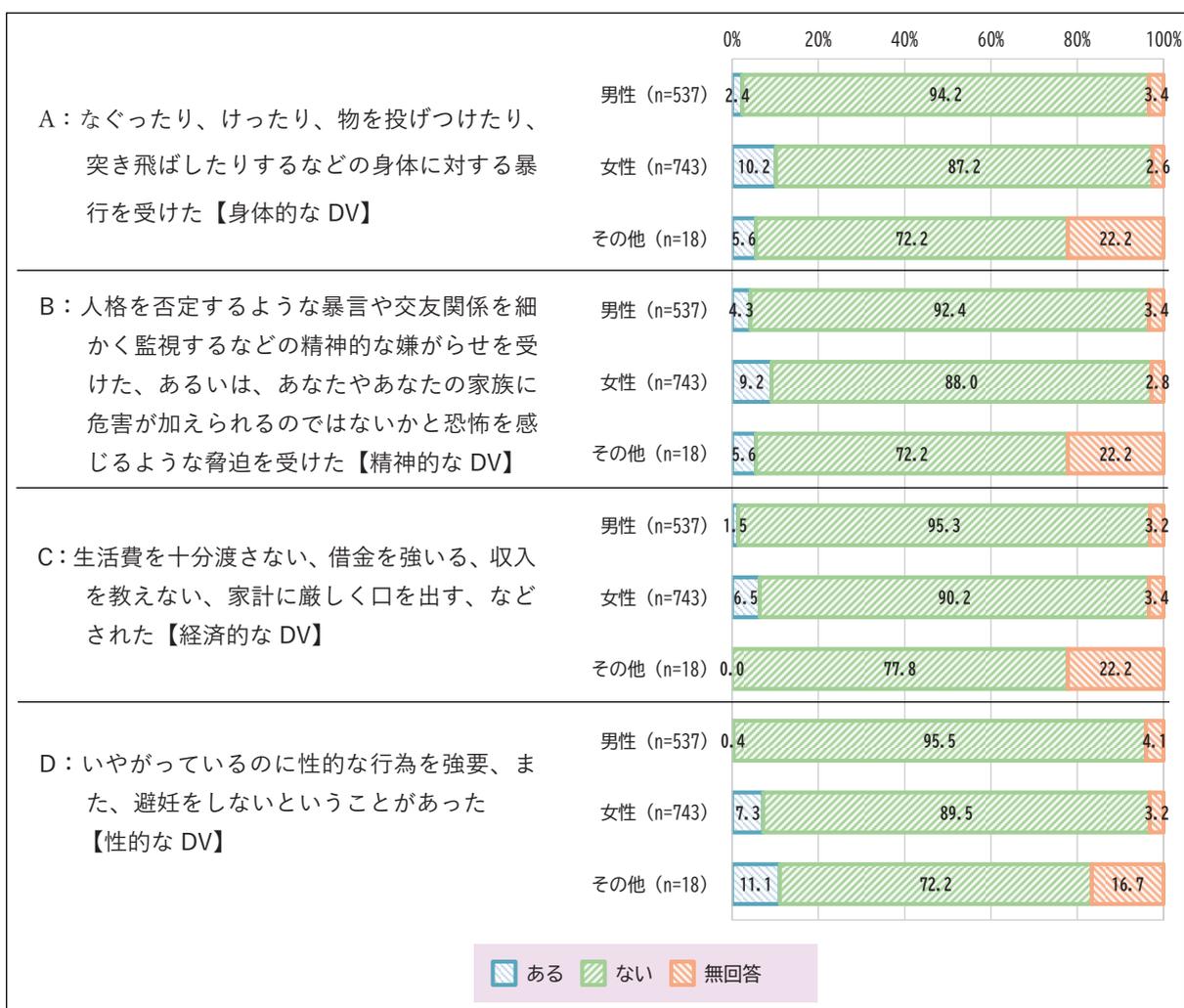
※1 ライフステージ：年齢や人生の節目（出生・入学・就職・結婚・出産など）に伴って変化する生活段階のこと。

(3) 人権 (DV・セクハラ・LGBT※1) について

① DV被害の経験について

各DVにおいて、被害の経験がある人の割合は、すべて女性が男性を上回っています。女性におけるそれぞれの被害の割合は、殴ったり、蹴ったりするなどの『身体的なDV※2』が10.2%、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの『精神的なDV※3』が9.2%、生活費を渡さないなどの『経済的なDV※4』が6.5%、『性的なDV※5』が7.3%となっています。

■ DV被害の経験の有無



※1 **LGBT**：性的マイノリティを表す言葉の一つ。女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、体の性と心の性が一致していない状態（トランスジェンダー、Transgender）の頭文字。

※2 **身体的なDV**：殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばす、物を使ってたたく、引きずり回すなど、体を傷つける暴力のこと。

※3 **精神的なDV**：大声で怒鳴る、無視する、脅す、壁をたたいたりドアを蹴ったりする、相手が大切にしている物を壊す、電話やメールで行動をチェックする、実家や友人との付き合いを制限するなど、精神的に追い込む暴力のこと。

※4 **経済的なDV**：生活費を渡さない、酒やギャンブルに生活費をつぎ込む、仕事を制限するなど、経済的に自由を許さないこと。

※5 **性的なDV**：性交渉を強要する、避妊をしない、中絶を強制する、異常に嫉妬心を抱くなど、性的に心身ともに受ける暴力のこと。

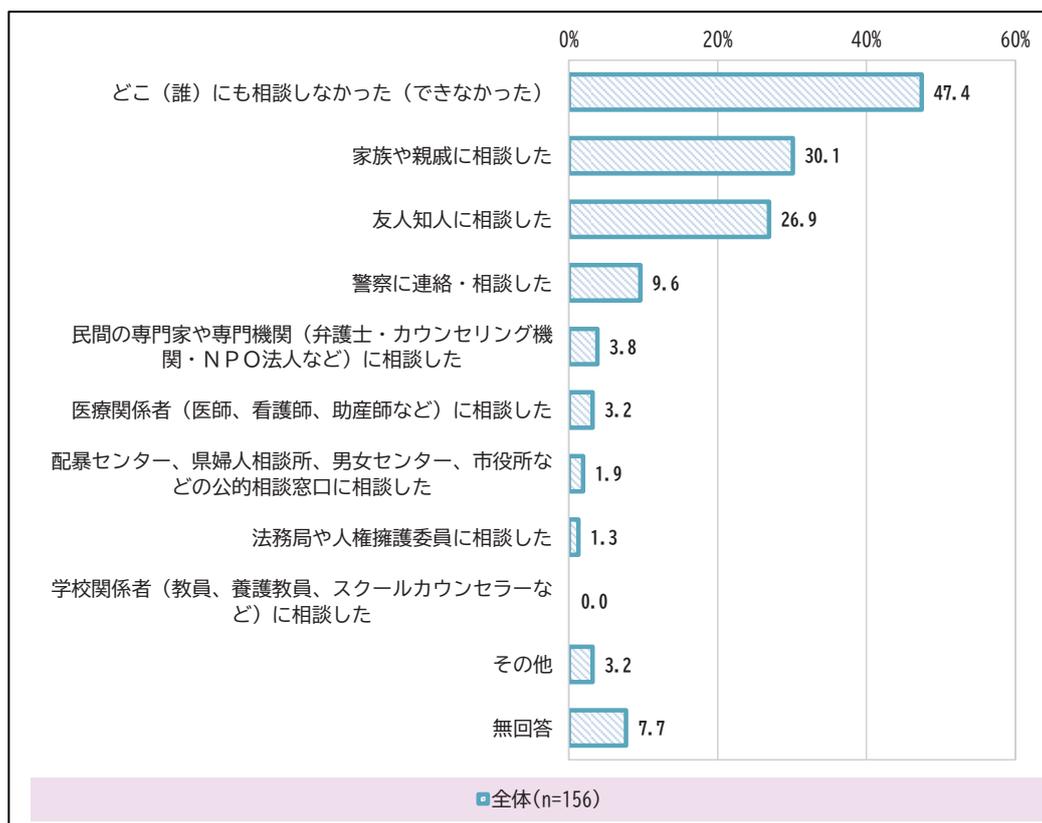
②DV被害に関する相談状況について

『どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）』が47.4%で最も多く、実際に打ち明けたり、相談をした相手は『家族や親せき』が30.1%、次いで『友人・知人』が26.9%となっており、まずは身近な人に相談している状況がうかがえます。一方、民間の専門機関や、県及び市の公的な相談窓口等に相談したとの回答の割合は低くなっています。

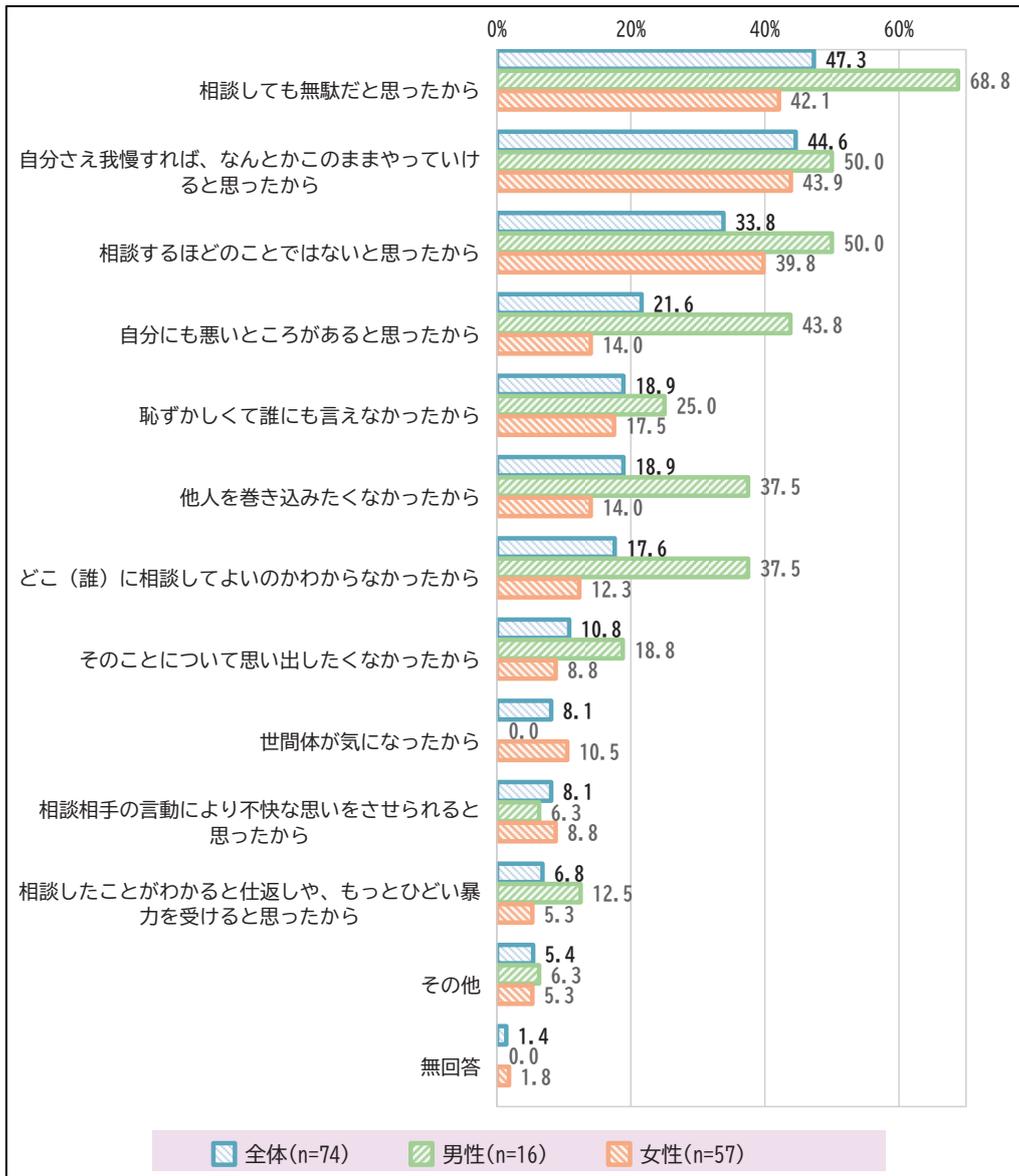
DV被害を相談しなかった（できなかった）理由については、男性では「相談しても無駄だと思ったから」の68.8%、女性では『自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから』の43.9%が最も高い割合となっています。

また、女性と比較して男性では「自分にも悪いところがあったから」、「他人を巻き込みたくなかった」、「どこに相談してよいのかわからなかった」、「そのことについて思い出したくなかった」の割合が高い状況となっています。

■DV被害に関する相談状況（複数回答）



■相談しなかった（できなかった）理由（複数回答）

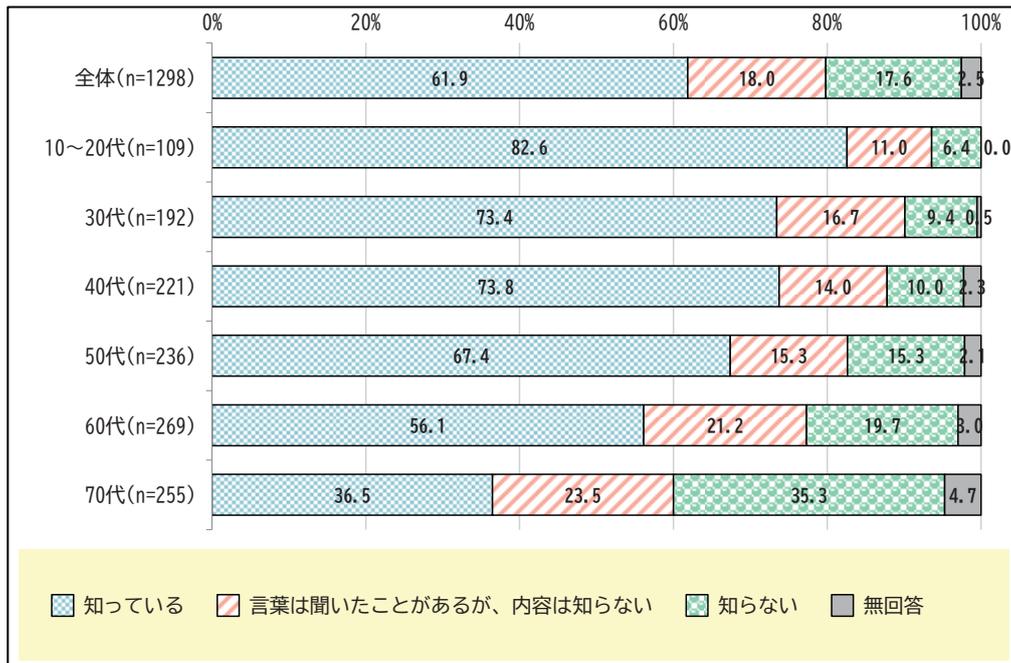


③『性的マイノリティ』や『LGBT』という言葉の認知度について

『知っている』が61.9%、『言葉は聞いたことがあるが内容は知らない』が18.0%となっています。

年代別でみると、若年層では「性的マイノリティ」や「LGBT」という言葉の認知度が高く、年代が上がるにつれて低くなっています。

■『性的マイノリティ』や『LGBT』という言葉の認知度

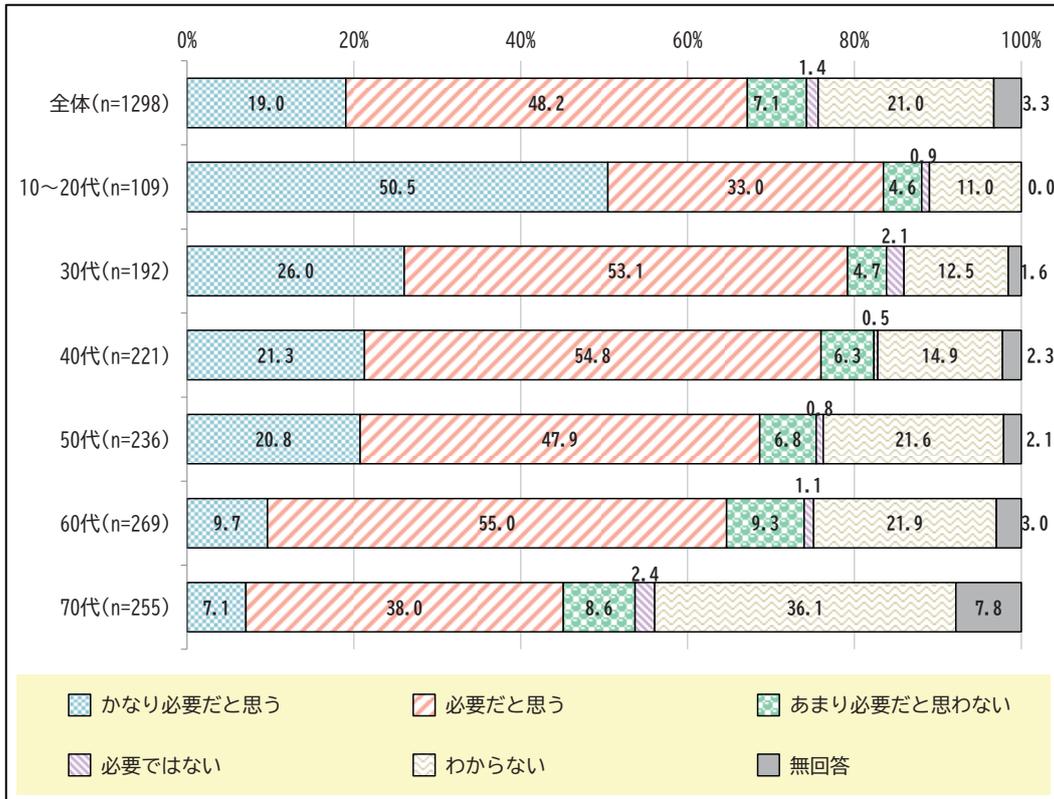


④LGBTなどの性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るための取組の必要性について

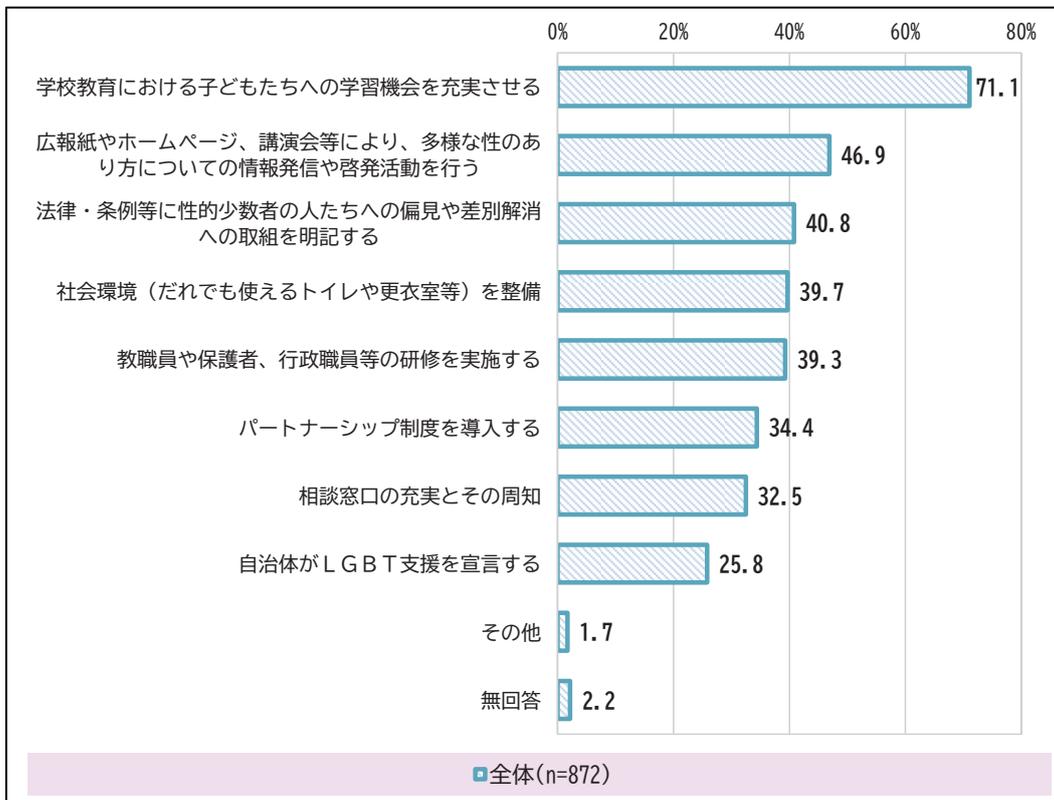
全体では『かなり必要』と『必要』を合わせると67.2%となり、多くの人がある必要性を感じている状況です。年代別にみると、10~20代は83.5%と非常に高い状況ですが、60代では64.7%、70代では45.1%となっており、全国的な傾向と同じく、年代が上がるにつれて低くなっています。

また、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るために必要なこととして、『学校教育における子どもたちへの学習機会を充実させる』が71.1%と最も多く、次いで『情報発信や啓発活動を行う』、『法律・条例等に偏見や差別解消への取組を明記する』となっています。

■性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るための取組の必要性（年代別）



■性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るために必要なこと（複数回答）



まとめ

- 女性のDV被害の経験については、『身体的DV』が10.2%、『精神的DV』が9.2%で、各DVとも男性を上回り、女性の方が暴力を受けやすい状況にあります。暴力被害を長期化・深刻化させないため、早期に相談機関につながるよう、窓口の周知が重要です。
- DV被害を受けても『どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）』人が約半数を占めており、その理由としては、男性は『相談しても無駄だと思った』、女性は『自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った』が最も多いことから、「諦め」や「我慢」を強いられている人が多く存在することがうかがえます。
被害を受けている人が相談しやすい窓口体制を整えるとともに、暴力の加害者・被害者のいずれにもならないよう、多様な機会を通じた意識啓発が重要です。
- 『性的マイノリティ』や『LGBT』という言葉の認知度は若年層ほど高く、年代が上がるにつれて低くなっていることから、幅広い年代への周知・啓発を進める必要があります。
- 性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会を作るための取組の必要性についても、若年層がより高く必要性を感じており、年代が上がるにつれて低くなっています。また、暮らしやすい社会を作るために必要なこととして、学校等での学習機会の充実や様々な媒体を通じた情報発信・啓発活動、社会環境の整備や研修の実施等、周知・啓発を進めていくことが求められています。

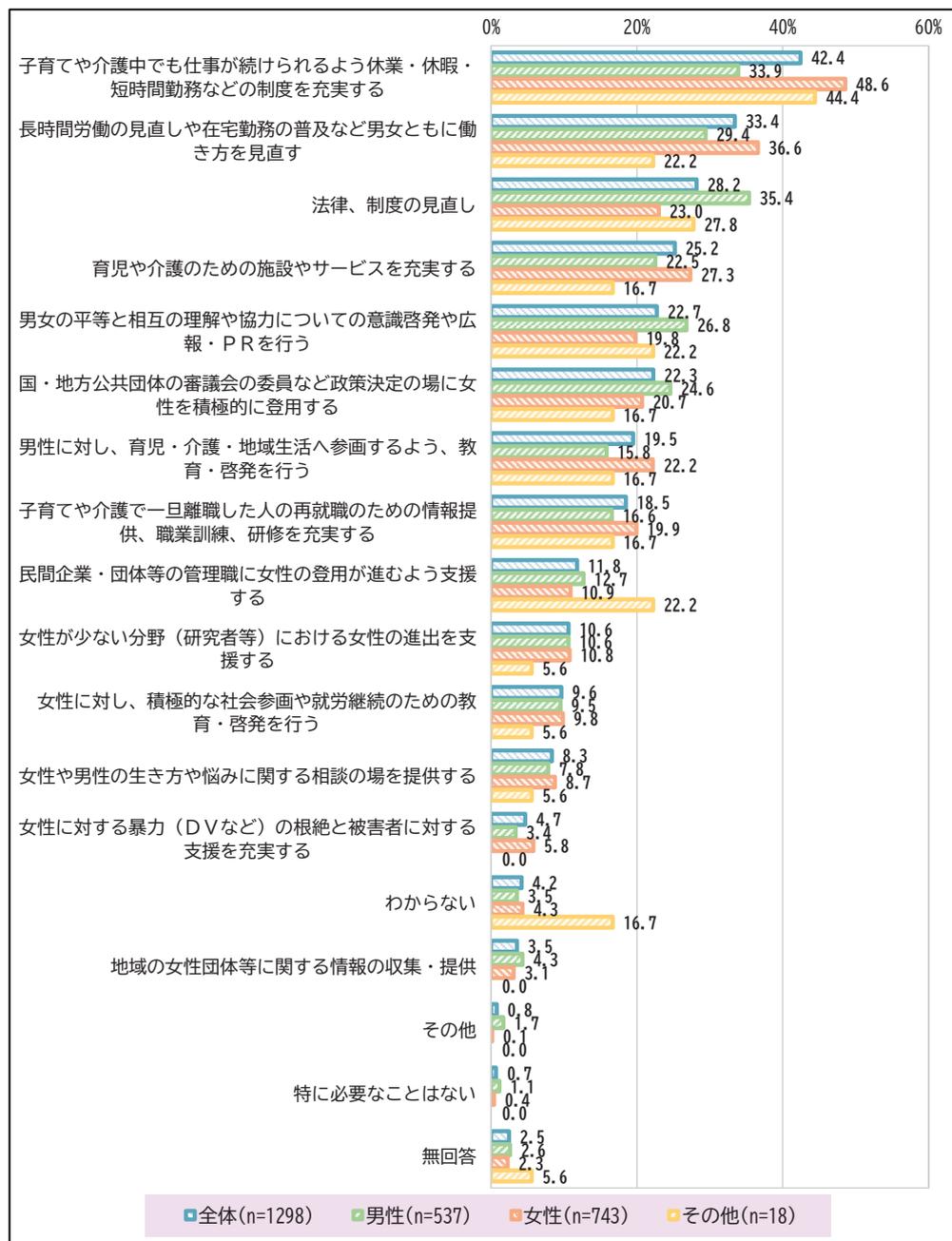
（４）男女共同参画社会の実現に向けて

①今後、行政が力を入れていくべき施策について

『子育てや介護中でも仕事が続けられるよう休業・休暇・短時間勤務などの制度を充実する』が42.4%と最も多く、次いで『長時間労働の見直しや在宅勤務の普及など男女ともに働き方を見直す』が33.4%となっています。

性別で見ると、男性と比較して女性では『子育てや介護中でも仕事が続けられるよう休業・休暇・短時間勤務などの制度を充実する』が14.7ポイント、『長時間労働の見直しや在宅勤務の普及など男女ともに働き方を見直す』が7.2ポイント高くなっています。

■ 今後、行政が力を入れていくべき施策について（複数回答）



まとめ

- 行政には、子育てや介護等がしやすい制度の充実や働き方を見直し、サービスの充実など幅広い支援が望まれています。
- 今後も引き続き、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる場において、誰もが互いに尊重し、認め合う社会の大切さを周知啓発していく必要があります。

第3章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

第5期プランでは、「誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして」を基本理念として、本市における男女共同参画社会の実現を目指して取組を進めていきます。

誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして

2 基本目標

本プランは、基本理念を踏まえ、次の3つの基本目標を設定し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策や方針決定過程における女性の更なる参画拡大に向けて、女性登用促進、人材育成、就業支援など、あらゆる分野において女性が参画していくための施策を推進します。また、地域や職場、家庭における男女共同参画の更なる推進に向けて、意識の啓発や学習機会の提供に努めます。

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消に努めます。また、制度・慣行の見直しと意識改革、就業環境の整備、両立支援の充実など、多様な働き方を実現するための環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

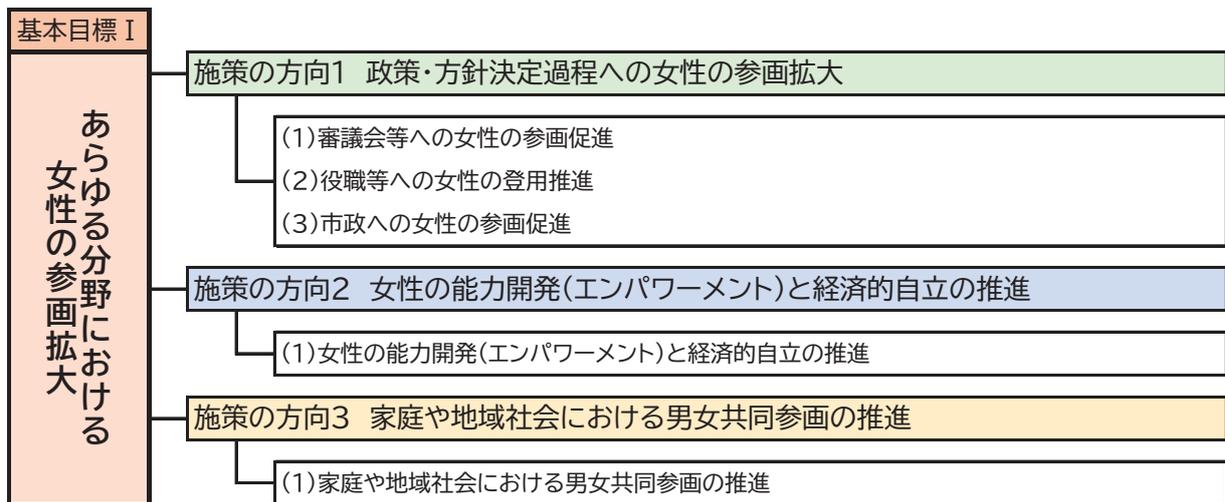
男女の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現のために、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、性的マイノリティへの理解促進など、安全・安心な暮らしを実現するための基盤の整備に取り組みます。また、ひとり親世帯、高齢者や障がいのある人など生活上の困難を抱える人への支援を含め、誰もが安心して暮らせるための環境整備を推進します。さらに、防災において男女共同参画の視点を十分に反映し、緊急時における安全・安心の確保に努めます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	具体的な施策
誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして	基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)審議会等への女性の参画促進 P27 (2)役職等への女性の登用推進 P27 (3)市政への女性の参画促進 P28
		2 女性の能力開発(エンパワメント)と経済的自立の推進	(1)女性の能力開発(エンパワメント)と経済的自立の推進 P28
		3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進	(1)家庭や地域社会における男女共同参画の推進 P29
	基本目標Ⅱ 誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり	1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	(1)雇用環境の整備に向けた取組の推進 P31 (2)ワーク・ライフ・バランスの推進 P32
		2 男女共同参画の視点に立った支援の充実	(1)子育て支援の充実 P32 (2)介護サービスの充実 P33
		3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進	(1)男女共同参画への理解の促進 P34 (2)男女共同参画に関する周知・啓発 P35
		4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1)学校等における男女平等教育の推進 P36 (2)多様な学習機会の充実 P36
	基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	1 互いの人権を尊重する社会の推進	(1)人権が尊重される社会づくり P38 (2)性的マイノリティ(LGBTQ+)への理解促進 P38
		2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援	(1)DV等の防止 P40 (2)相談支援体制の充実 P40 (3)被害者に向けた支援の充実 P41
		3 生涯を通じた健康づくりの推進	(1)生涯を通じた健康支援 P42 (2)妊娠・出産等に関する健康支援 P42
		4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備	(1)ひとり親家庭の生活安定と自立支援 P43 (2)貧困や高齢、障がい等により困難を抱える人への支援 P44
		5 防災における男女共同参画の推進	(1)防災における男女共同参画の推進 P45

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大



■プランの推進を図るための指標

指標	基準値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	主管課
審議会等委員への女性の参画割合	26.0%	40.0%	審議会等所管課
地区別ミーティングの参加者のうち女性の参加率	22.7% (R1年度実績)	30.0%	地域げんき課
経営や創業等に関する市の相談窓口及び講座などを利用した女性の人数(累計)	258人	522人	商工振興課
家族経営協定の締結組数	163組	169組	農業委員会
市の管理職(課長級以上)に占める女性職員の割合	14.4%	20.0%	人事課
ボランティアセンターへ登録している人数	4,224人 (R1年度実績)	4,280人	男女いきいき推進課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度が異常値又は実績なしの場合は、R1年度実績を基準値としています。

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要です。

近年、女性の社会進出は様々な分野に広がりつつありますが、いまだ男性中心の社会であり、行政組織や各種団体等における政策・方針決定の場には女性があまり参画できていないのが現状です。

政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を推進するため、その意義を全庁的に共有し、審議会等への女性の登用を促進するとともに、市における管理職等への女性の登用を推進します。さらに、地域社会や各種団体等についても働きかけを行い、女性の参画をさらに拡大していきます。

(1) 審議会等への女性の参画促進

No.	取組	内容	主管課
1	審議会等委員への女性の積極的な登用	団体推薦委員における女性の登用について、関係団体への理解と協力を求めるなどの取組を行い、女性の積極的な登用を進めます。さらに、審議会等への女性登用を促進するためのガイドラインを策定します。	審議会等所管課 男女いきいき推進課
2	女性の積極的な参画に向けた啓発	政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を推進するため、女性自らの意識向上、意識改革の促進を目的とした情報の発信に努めます。	男女いきいき推進課

(2) 役職等への女性の登用推進

No.	取組	内容	主管課
1	各種機関・団体等への女性の登用推進	各種機関・団体等に対し、方針決定の場に女性の参画が必要であることを啓発し、役員等への登用を働きかけます。	各種団体等関係課 男女いきいき推進課
2	市における管理職等への女性の登用推進	女性職員が幅広い分野において活躍するために、多様な職務経験を積めるような人事配置、意欲向上・能力開発などの人材育成研修を実施し、女性職員の管理職等への登用を推進します。	人事課

(3) 市政への女性の参画促進

No.	取組	内容	主管課
1	地区別ミーティングへの女性の参加促進	市政の状況を市民に説明するとともに、広く市民の声を市政に反映させるため、各地区でのミーティングへの女性の参加促進に努めます。	地域げんき課
2	一日婦人議会の開催	教育・子育て・環境などの身近な課題を女性の立場で取り上げ、市側へ質問し回答を求める一日婦人議会を開催し、女性の市政への参画を進めていきます。	社会教育課 男女いきいき推進課

施策の方向2 女性の能力開発(エンパワーメント※1)と経済的自立の推進

女性が社会の構成員として、様々な分野における活動に参画するためには、女性自身の能力を引き出すエンパワーメントを推進していく必要があります。

女性が多様な能力を身に付け発揮できるように、学習機会を充実させ、社会的役割と責任を担える人材を育成し、女性の経済的自立を推進します。

(1) 女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進

No.	取組	内容	主管課
1	女性の人材育成の推進	女性のエンパワーメントを推進するため講座・セミナーを積極的に開催し、学習機会を提供することで、女性の能力開発に努めます。	男女いきいき推進課 社会教育課
2	女性の再就職や起業、経営への支援	経済的自立を目指す女性の再就職や起業、経営に関する情報提供や、各種セミナーを開催します。	男女いきいき推進課 商工振興課
3	女性農業者の経済的地位の向上	農家経営のパートナーとして、労働対価、休日・休暇の均等な取得など女性の就労環境の改善に向けた家族経営協定※2の普及と充実に努めます。また、地域農業の中核を担う認定農業者※3の育成を図り、女性の認定農業者の拡大を促進します。	農林水産振興課 農業委員会

施策の方向3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

共働き世帯が一般的となりつつある現在においても、市民意識調査では、家庭内での役割分担について依然として女性が多く家事や育児を担っている現状がうかがえました。

男女がともにより良い家庭づくりについて考え、行動することは、男女共同参画社会の第一歩です。

女性が社会において活躍の機会を拡大していくためには、女性に偏りがちな家事・育児・地域活動などの負担を見直すことが重要です。男女がともに家事、育児等を自らのことと捉え、主体的に参加するための意識啓発に努めます。

(1) 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

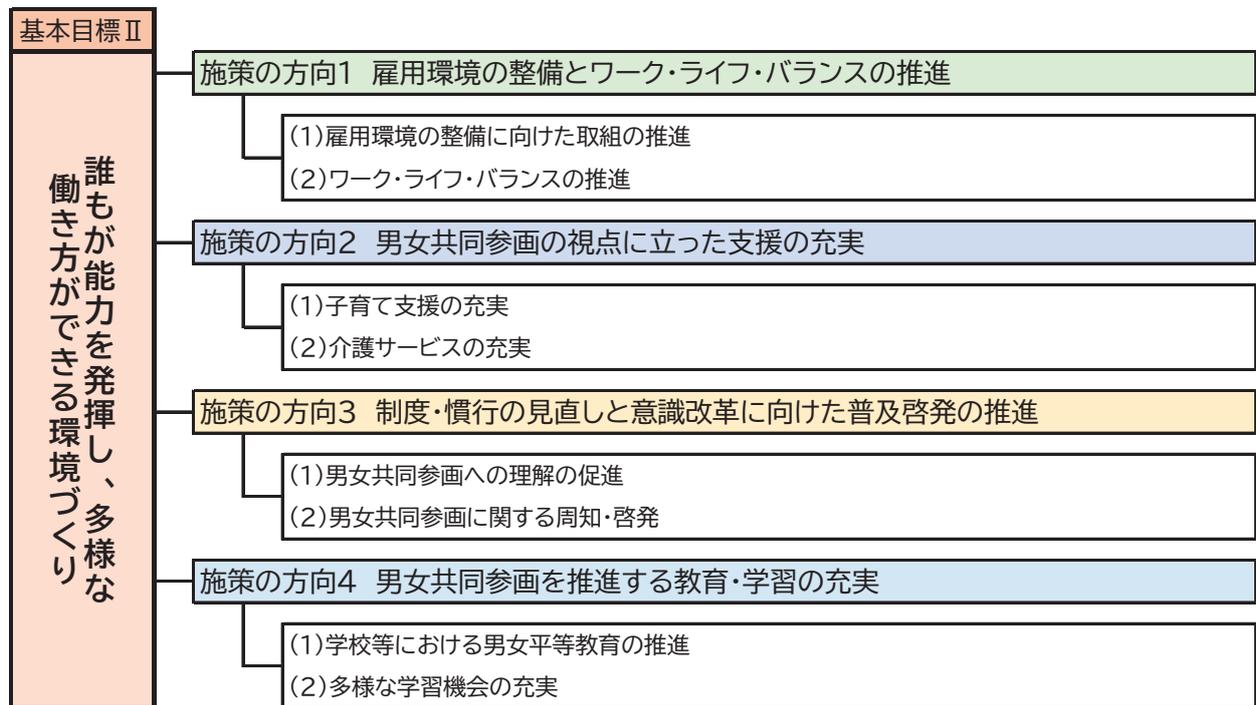
No.	取組	内容	主管課
1	啓発と学習機会の充実	家族が互いに尊重し協力し合い、家事、育児、介護などに携われるよう、誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます。	男女いきいき推進課 社会教育課 こども政策課
2	家事・育児等への男性の参画推進	男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参加する動きを広めるため、男性を対象とした各種講座の開催など、男性の意識啓発に努めます。	男女いきいき推進課 社会教育課 こども政策課
3	ボランティア活動の推進	ボランティア団体等の活動支援や情報発信、団体間のネットワークづくりを推進するとともに、ボランティアセンターの周知に努めます。また、ボランティア養成講座や学校等を通じた周知広報を行い、ボランティアの養成を図ります。	男女いきいき推進課

※1 エンパワーメント：力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

※2 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯が、意欲とやりがいを持って、経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

※3 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した魅力ある農業経営に向けた5年後の経営目標を農業経営改善計画として作成し、市町等から認定された農業者。

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり



■プランの推進を図るための指標

指標	基準値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	主管課
教育・保育施設における4月時点の待機児童数	0人	0人	こども政策課
地域子育て支援センターの延べ利用者数	99,686人 (R1年度実績)	125,000人	こども政策課
放課後児童クラブにおける4月時点の待機児童数	0人	0人	こども政策課
「男女が平等な社会」と感じる人の割合	34.1%	60.0%	男女いきいき推進課
「男女共同参画社会」について理解している人の割合	52.8%	60.0%	男女いきいき推進課
市の男性職員の育児休業取得率	0%	30.0%	人事課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度が異常値又は実績なしの場合は、R1年度実績を基準値としています。

施策の方向1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

「男女雇用機会均等法^{※1}」や「育児・介護休業法」など各種法制度は整備されつつありますが、雇用や就労環境における男女格差など働く場における課題はまだまだ残されています。

市民意識調査では、女性が職業を持ち、働き続けるためには、女性が働くことに対する家族や周囲の理解をはじめ、働きやすい職場環境づくりが求められていました。

また、個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは、生活にうるおいや豊かさをもたらすものです。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行い、男女ともに働きやすい環境の醸成に取り組んでいきます。

(1) 雇用環境の整備に向けた取組の推進

No.	取組	内容	主管課
1	男女雇用機会均等法の普及啓発	雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するための男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に関する情報について、様々な媒体を活用して周知に努めます。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課
2	ハラスメント防止対策の推進	事業所等におけるハラスメントの防止のため、ホームページや広報紙等の多様な媒体を活用して関係法令等の周知に努めるとともに、庁内においても研修等の実施によりハラスメント防止対策を推進します。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課
3	育児休業・介護休業制度の普及促進	男女ともに育児休業、育児短時間勤務、介護休業等の自主的な取得を促すため、気兼ねなく制度を活用できる支援体制など職場環境の整備が必要です。事業所における育児休業・介護休業制度の定着を図るために、情報提供や理解促進に努めるとともに、庁内においても制度の活用を推進します。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課

※1 男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組	内容	主管課
1	意識啓発の推進	仕事と家庭の両立に関する意識啓発のための講座の開催や様々な媒体を活用した情報発信を行います。	男女いきいき推進課
2	働き方の見直しの推進	ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、長時間労働の削減や年次休暇の取得促進などについて市内事業所に対し周知啓発を行うとともに、庁内においても、働き方の見直し、改善を進めていきます。	男女いきいき推進課 商工振興課 人事課

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った支援の充実

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女共同参画の視点に立ち、男女がともにライフスタイルを柔軟に選択でき、仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築が必要です。

市民意識調査では、継続して女性が働くために必要なこととして「育児休業・介護休業等の制度の充実」が挙げられており、一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けることができるよう子育て支援や介護サービスの充実を図ります。

(1) 子育て支援の充実

No.	取組	内容	主管課
1	仕事と子育ての両立のための教育・保育サービスの充実	保育所、認定こども園 ^{※1} 、幼稚園等について、将来人口の動向を踏まえながら、適切な定員や受入体制の整備を行います。また、保護者が安心して就労できる環境を整えるため、一時保育 ^{※2} 、延長保育 ^{※3} 、病児保育 ^{※4} など保育サービスの充実及びサービスの周知に努めます。	こども政策課

※1 認定こども園：就学前の子どもへの幼児教育・保育の提供及び地域における子育て支援の実施を行う機能を有するものとして、県等から認可・認定された施設。

※2 一時保育：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間において、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う。

※3 延長保育：保育施設において、定時の預かり時間よりも延長して保育を行う。

※4 病児保育：保護者が働いている場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難なとき、医療機関等で病気の子どもについて一時的に保育を行う。

No.	取組	内容	主管課
2	地域における子育て支援の充実	「地域子育て支援センター ^{※1} 」を地域に密着した子育て支援拠点として位置付け、地域住民と親子の交流や子育てサークル活動の支援、相談対応、子育て講座の開催などを実施し、地域における子育て支援の充実に努めます。	こども政策課
3	放課後児童の居場所づくり	放課後に保育を要する小学生を対象に、適切な生活の場を提供する放課後児童クラブ ^{※2} の充実に努めます。また、放課後や週末等に子どもの安全・安心な活動拠点として学校の空き教室を活用して体験や学習活動の場となる放課後子ども教室を開催します。	こども政策課 社会教育課

(2) 介護サービスの充実

No.	取組	内容	主管課
1	介護サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、疾病予防、生活支援サービス、通いの場の充実に図り、特に認知症に関する支援を強化するなど、地域包括ケアシステム ^{※3} の更なる推進に努めます。	長寿介護課



※1 **地域子育て支援センター**：就学前の子どもがいる家庭の子育て支援の場として専門のスタッフを配置し、親子が自由に遊んだり交流を行う場の提供や、つどい遊び、相談、子育ての情報提供、子育て講座、講演会などを行う施設。

※2 **放課後児童クラブ**：保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館や保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業。

※3 **地域包括ケアシステム**：要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となって地域内で助け合う体制のこと。

施策の方向3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、「男女があらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要である」という意識を育てていくことが必要です。

固定的な性別役割分担意識や性差による偏見・固定観念が解消されるよう、さまざまな機会において、男女共同参画に関する正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

(1) 男女共同参画への理解の促進

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画講演会等の実施	幅広い世代が興味・関心を持てる内容を検討し、男女共同参画に関する講演会等を開催します。	男女いきいき推進課
2	男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画の視点に立った各種講座・研修会・パネル展示等を実施し、幅広い年代に向けた情報提供を行います。	男女いきいき推進課
3	市民に対する調査の実施	男女共同参画社会の理解度や男女平等観について、毎年市民満足度調査により、市民の現状の把握に努め、結果内容を周知・啓発に活用します。 また、プランの見直し時期に合わせて「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施します。	企画政策課 男女いきいき推進課



(2) 男女共同参画に関する周知・啓発

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画に関する周知・啓発	男女共同参画に関する様々な情報の収集に努め、ホームページ、広報紙等の多様な媒体を活用して意識啓発を行います。 また、「男女共同参画週間 ^{※1} 」、「人権週間 ^{※2} 」、「男女雇用機会均等月間 ^{※3} 」等に合わせて男女共同参画に関する情報を提供します。	男女いきいき推進課
2	若年層への理解促進	高校生や大学生を対象に、SNS ^{※4} を活用した男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの理解促進に向けた情報発信を行います。	男女いきいき推進課

施策の方向4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

次世代を担う子どもたちが、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できるようにするためには、学校教育等を通じた男女共同参画への理解促進が重要です。そのためには、幼児期からの家庭教育や学校教育等において、ジェンダーにとらわれない男女平等の教育の充実が必要です。

学校教育は、子どもが社会性を培う中で重要な役割を担っています。教育に携わる職員等の言葉や態度は、子どもたちに大きな影響を与えるものであるため、教職員等への意識啓発に取り組めます。

また、男女共同参画社会の実現に向け、様々な場において、あらゆる人々へ男女共同参画に関する学習の機会を提供します。さらに、性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう人権や男女共同参画に関する意識づくりを推進します。

※1 **男女共同参画週間**：毎年6月23日から29日まで。男女共同参画社会基本法の公布日である6月23日にちなみ、同法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために定められた。

※2 **人権週間**：毎年12月4日から10日まで。世界人権宣言が採択された日である12月10日を記念して世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るために定められた。

※3 **男女雇用機会均等月間**：毎年6月。男女雇用機会均等法の公布日である6月1日にちなみ、職場における男女均等について労使をはじめ社会一般の認識と理解を深める機会とするために定められた。

※4 **SNS**：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

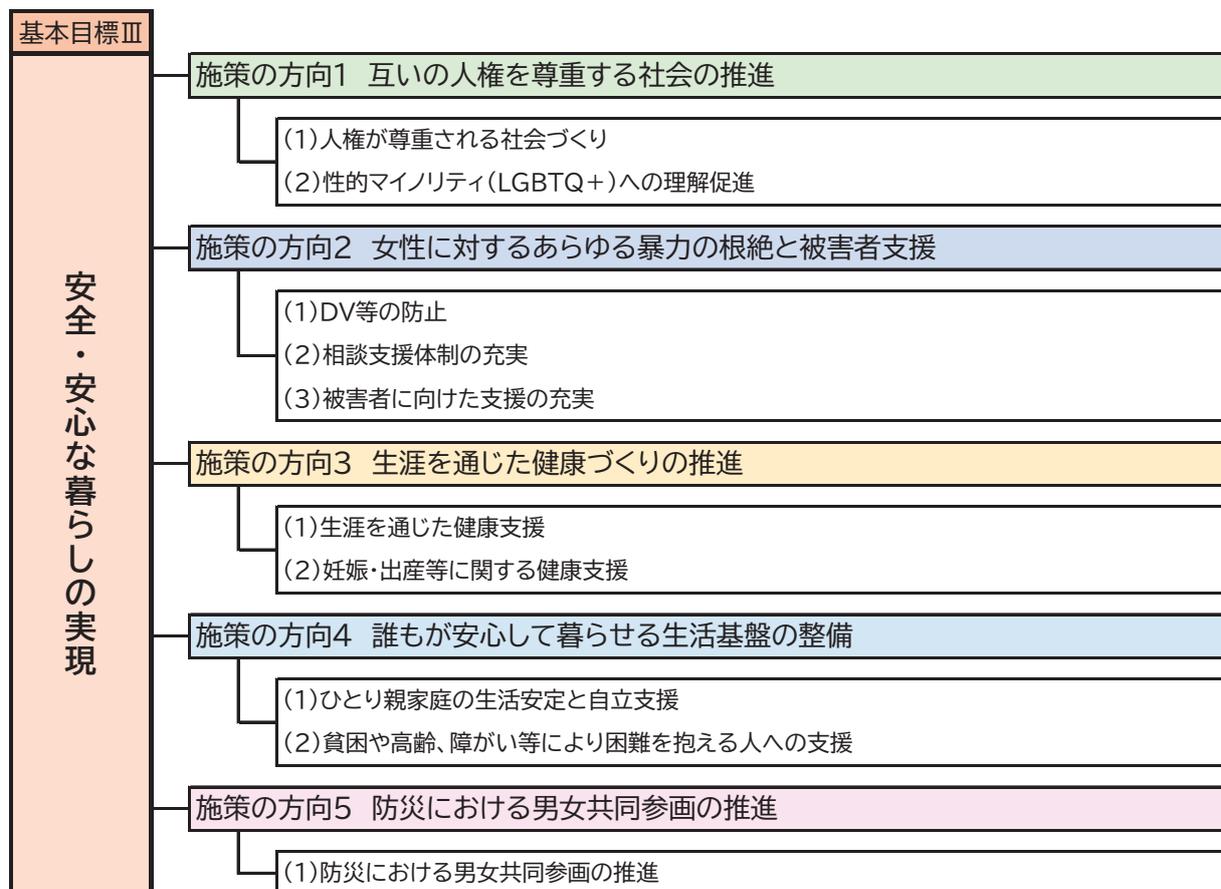
(1) 学校等における男女平等教育の推進

No.	取組	内容	主管課
1	男女平等を推進する教育	子どもの発達段階に応じて、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性など男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。	学校教育課
2	教職員等の研修	教育に携わるすべての職員が男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう研修の充実に努めます。	学校教育課 こども政策課
3	家庭科教育の充実	家庭科教育においては、男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性について認識を深めさせるため、男女共同参画の視点に立った学習指導に努めます。	学校教育課
4	性別にとらわれない多様な進路指導	進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別にとらわれることなく、生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力、態度を身に付ける指導に努めます。	学校教育課
5	パンフレットや副読本の作成・配布	小・中学生に向けたパンフレットや副読本の作成・配布を行い、学習機会の創出や理解の促進に努めます。	学校教育課 男女いきいき推進課

(2) 多様な学習機会の充実

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画を推進する講座の開催	男女共同参画について意識の高揚を図り、理解し行動できる人材を育成するため、「女性の人権」「ワーク・ライフ・バランス」「DV」などをテーマとした各種講座を開催します。	男女いきいき推進課
2	男性向け講座の開催	男性の家庭・地域への参画を促すため、男性を対象とした各種講座を実施します。	男女いきいき推進課 社会教育課

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現



■プランの推進を図るための指標

指標	基準値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	主管課
人権教育啓発のための講演会及び研修会の参加者数	334人 (R1年度実績)	500人	学校教育課
性的マイノリティ(LGBTQ+)を理解している人の割合	61.9%	80.0%	男女いきいき推進課
デートDV予防講座参加者数	1,230人 (R1年度実績)	2,000人	男女いきいき推進課
配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	51.4% (R1年度実績)	60.0%	男女いきいき推進課
乳がん検診受診率	20.0%	50.0%	国保けんこう課
子宮がん検診受診率	38.6%	50.0%	国保けんこう課
高等職業訓練促進給付費制度利用による就職率	100.0%	100.0%	こども家庭課
防災会議における女性委員の登用率	17.1%	40.0%	安全対策課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度が異常値又は実績なしの場合は、R1年度実績を基準値としています。

施策の方向1 互いの人権を尊重する社会の推進

人は、誰もが尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならない存在です。しかし現実には、女性や子ども、高齢者等に対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障がいのある人、外国人市民等に対する偏見や差別など、様々な人権侵害が存在しています。

学校等における人権教育を推進するとともに、各種講演会や研修会の開催、広報活動を通じて啓発を行い、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることができる社会を推進します。

また、性的マイノリティであることを理由に、差別などが行われることがないように、多様な性への理解促進に努めます。

(1) 人権が尊重される社会づくり

No.	取組	内容	主管課
1	人権教育講演会の実施	人権に関する意識の高揚を図るため、人権教育講演会を開催します。オンラインでの研修など、ニーズに合わせて、内容の工夫・充実を図ります。	学校教育課
2	保育士、幼稚園・小中学校教諭を対象とした研修会の実施	人権尊重を基本とした教育・保育を行うため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、小中学校教諭への研修を充実させます。	学校教育課 子ども政策課
3	人権相談の充実	広報紙やホームページ等で人権に関する情報や人権相談の窓口等について広く情報提供を行い、人権相談業務を充実させます。	地域げんき課 (市民110番)

(2) 性的マイノリティ (LGBTQ+) への理解促進

No.	取組	内容	主管課
1	市民に向けた理解促進	性的マイノリティ (LGBTQ+※1) に関する正しい知識や理解を深めていくために、研修会・講演会等により、理解促進に努めます。	男女いきいき推進課

※1 LGBTQ+：性的マイノリティを表す言葉の一つ。レズビアン (Lesbian、女性同性愛者)、ゲイ (Gay、男性同性愛者)、バイセクシュアル (Bisexual、両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender、心と体の性の不一致)、クエスチョニング/クィア (Questioning/Queer、自分の性がはっきりしていない、決めたくない) の頭文字をとったものであり、「+」は上記以外にもたくさんの性の在り方があることを意味している。

No.	取組	内容	主管課
2	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入	誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、大切な人とともに自分らしく生きていけるよう支援していくために、パートナーシップ・ファミリーシップ制度 ^{※1} の導入について検討します。	男女いきいき推進課 人事課
3	教育の場における理解促進	教職員に向けて性的マイノリティ（LGBTQ+）に関する授業の実践事例の紹介や指導助言をします。 また、正しい知識や理解を深めることを目的としたリーフレット等の作成・配布を行います。	学校教育課 男女いきいき推進課
4	庁内における理解促進	職員向けのマニュアルや、全職員を対象とした研修の実施などにより、庁内における理解促進を図ります。	男女いきいき推進課 人事課

施策の方向2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪、ストーカー行為などの主に女性に対するあらゆる暴力は、個人の尊厳を著しく侵害するものであり、男女の平等や個人を尊重する男女同参画社会の形成を大きく阻害する要因にもなる重大な人権侵害です。

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすい傾向があり、市民意識調査では、被害を受けても相談に至らない場合が多く見受けられました。

暴力被害を長期化・深刻化させないために、早期に相談機関につなげることが重要であることから、多様な機会を通じて意識啓発を行うとともに、相談体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

さらに、被害者やその同伴者の一時保護が安全かつ確実に実施されるよう支援を行うとともに、個人情報等の厳重な管理に努めます。また、被害者の自立に向けて、被害者の立場に立った支援に努めます。

※1 **パートナーシップ・ファミリーシップ制度**：一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であることを届け出ることにより、婚姻に相当する関係と公認する制度。従来は法的な婚姻関係にあるカップルに限られていた自治体のサービスを利用することが可能になる。ファミリーシップ制度では、それぞれの同居する子どもや親についても公認し、制度の範囲を広げる。

(1) DV等の防止

No.	取組	内容	主管課
1	DV等防止の意識啓発の推進	配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカ―行為などの女性に対する暴力の根絶に向けて、ホームページや広報紙等様々な媒体や機会、場を通じて、DV等の防止に関する周知・啓発を図るとともに、DV等が人権侵害であるとの認識を深めるための研修会や講座を開催します。	男女いきいき推進課
2	デートDV予防講座の実施	DVの防止には、中学生・高校生などの早い時期からの予防教育が有効であることから、学校におけるデートDV予防講座を開催します。	男女いきいき推進課 学校教育課

(2) 相談支援体制の充実

No.	取組	内容	主管課
1	相談窓口の周知	ホームページや広報紙等様々な媒体や機会、場を通じて、相談窓口の周知を図ります。また、相談機関が記載されたカードとリーフレットを公共施設や商業施設等に設置します。	男女いきいき推進課
2	相談支援体制の充実	様々な相談に対応するため相談員を配置し、多様化・複雑化する相談に対して適切な対応ができるよう、相談員の資質向上を図ります。また、市民に対して身近な場所で、相談から自立支援までをワンストップで行うことができ、被害者支援の迅速化や利便性の向上、安全の確保が期待される「配偶者暴力相談支援センター ^{※1} 」について調査・研究を行います。	男女いきいき推進課
3	民間団体の活用と連携による相談支援体制の充実	民間団体と連携し、不安や困難を抱える女性が気軽に利用することのできる相談窓口や居場所づくり等の取組を充実させます。	男女いきいき推進課

※1 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等を行う機関。

(3) 被害者に向けた支援の充実

No.	取組	内容	主管課
1	DV等被害者の支援措置申出による支援	警察など関係機関との連携により、DV等被害者に対し、住民基本台帳閲覧制限や住民票の発行停止等支援を行います。	市民課 男女いきいき推進課
2	DV等被害者に対する住居確保の支援	DV等被害者に対し、市営住宅等の申込み等に関する情報提供を行います。	男女いきいき推進課 建築課
3	関係機関との連携強化	経済面など、多くの問題を抱えているDV等被害者を支援するため、関係機関との連携を強化します。	男女いきいき推進課 保護課 こども家庭課 地域げんき課 (市民110番) 長寿介護課

施策の方向3 生涯を通じた健康づくりの推進

男女が互いの人権を尊重しながら思いやりを持って生活していくためには、身体の特徴を十分に理解し合い、生涯を通じて心身ともに健康であることが重要です。特に女性は、妊娠・出産などのほか、女性特有の疾患等を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる身体の変化や病気の問題に直面することに留意する必要があります。

人生100年時代の到来の中、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※1}」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持ち、誰もが生涯を通じて健康で充実した生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくりの推進に取り組みます。

※1 **リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**：リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

(1) 生涯を通じた健康支援

No.	取組	内容	主管課
1	健康保持のための相談・指導の充実	健康に対する不安を軽減するとともに、本人が家庭において自ら健康管理を行い、健康の保持・増進が図れるよう、健康相談を行います。思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたり健康について、安心して相談できる体制の充実を図ります。	国保けんこう課 こども家庭課
2	心身の健康を保持するための各種健康診査の実施	がんや生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）の早期発見・早期治療のため、がん検診及び特定健康診査の受診率向上を図ります。	国保けんこう課
3	健康講座の実施	健康づくりに関する意識の向上を図るとともに必要な知識の習得のため、健康講座や公民館講座を開催します。	国保けんこう課 社会教育課
4	健康づくり推進員の養成、活動支援	地域で運動を通じた健康づくりを推進するため、健康づくり推進員を養成します。また、フォローアップ講座を実施し、健康づくり推進員の資質向上に努めます。	国保けんこう課
5	食育活動の推進	全ての市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営めるよう、ホームページやSNSといった様々な媒体を活用して食育についての情報発信や食育活動を推進します。また、食生活改善推進員を養成し、その活動の支援を行います。	国保けんこう課

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

No.	取組	内容	主管課
1	妊産婦・新生児に対する訪問指導	産後の母親の体調管理及び精神面のサポートと新生児・乳幼児の順調な発育を支援するため、乳児家庭の全戸訪問を実施します。	こども家庭課

No.	取組	内容	主管課
2	乳幼児・妊婦の健康診査の推進	妊婦や乳幼児の病気や障がいを早期発見し、治療や療育につなげ、健やかな発達を支援します。また、育児不安の軽減を図るために、子育てのアドバイスや育児情報の提供、乳幼児・妊婦の健康診査を実施します。	こども家庭課
3	思春期対策の推進	市内の中学生及び高校生に向けた性講話を通して、次世代に生まれる命の大切さについての普及啓発を図ります。	こども家庭課

施策の方向4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備

ひとり親世帯においては、母子・父子家庭を問わず、子育てと生活の担い手という二つの役割を一人で担わなければならないことから、子育て・生活支援、経済的支援等、各種支援策の充実が必要とされています。

また、高齢者が元気で生きがいを持って自分らしい暮らしを続けることができるよう、健康の保持と生活の安定を図り、地域で包括的なネットワークづくり等の支援体制の整備が求められています。

障がいのある人については、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の障がい状況に応じたサービスの提供や就労機会の拡大が必要です。

大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護などを行っている「ヤングケアラー」については、社会全体での理解と支援が必要とされています。

これらのことから、様々な生活上の困難を抱える人への相談体制を充実させ、誰もが安心して生活することができる環境の整備を進めていきます。

(1) ひとり親家庭の生活安定と自立支援

No.	取組	内容	主管課
1	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭の養育者に対し、生活の安定と自立を促進するとともに、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金など経済的支援を行います。また、ハローワークと連携した就労支援を行います。	こども家庭課

No.	取組	内容	主管課
2	母子・父子家庭の自立支援	ハローワークや社会福祉協議会と連携して、母子・父子自立支援員による自立のための情報提供や相談等の充実を図るとともに、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給することで、母子・父子家庭の生活の安定、自立促進を図ります。	こども家庭課

(2) 貧困や高齢、障がい等により困難を抱える人への支援

No.	取組	内容	主管課
1	高齢者への支援	誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、加齢による身体機能の低下や生活習慣病の発症による要介護化を予防する介護予防教室の充実を図ります。 また、地域の見守りや支援の体制づくりに努めます。	長寿介護課
2	障がいのある人への支援	障がいのある人が安心して自立した生活を送るために、個々の障がい状況に応じたサービスの提供に努めます。また、就労機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、障がい者雇用の啓発及び生活支援を行います。	障がい福祉課
3	貧困による生活上の困難を抱える人への支援	貧困による生活上の困難を抱える人が、安心して生活していくための相談支援を行います。 経済的な課題を抱えた世帯の児童や生徒に対し、学習支援、日常生活上の悩みや進学についての助言を行い、学習意欲の向上や生活習慣の改善を図ります。	福祉総務課 保護課 こども政策課 学校教育課

施策の方向5 防災における男女共同参画の推進

各地では自然災害が頻発しており、平成23年の東日本大震災を契機に、防災に対する関心が、より一層高まりました。災害対応力を強化するためには、男女共同参画の視点に立った防災のための体制づくりが重要です。

意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画を促進するとともに、防災計画や避難所運営マニュアルの策定・見直し等に際しては、防災部局と男女共同参画部局が連携し、男女共同参画の視点に立った、防災・復興への取組を進めます。

(1) 防災における男女共同参画の推進

No.	取組	内容	主管課
1	男女共同参画の視点に立った防災への取組	防災部局と男女共同参画部局の連携を強化し、各種計画の策定や見直し、男女共同参画の視点に立った防災研修の実施など、一体となって取組を推進します。	安全対策課 男女いきいき推進課
2	防災対策における女性の参画拡大の推進	防災会議における女性委員の登用率を高め、方針決定過程に男女共同参画の視点を取り入れます。	安全対策課
3	男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営	大村市避難所運営マニュアルに基づき、災害時における避難所運営委員会設置の際には女性の参加を促すなど、男女共同参画の視点に立った避難所運営を進めます。	安全対策課
4	自主防災組織の促進	男女がともに参画し、自発的に防災活動を行う自主防災組織の結成を促進します。	安全対策課



第5章 プランの推進

1 連携と協働による推進

(1) 関係行政機関との連携

男女共同参画に関する国・県からの正確な情報を収集するとともに、他市町と連携し、積極的な情報交換に努め、各施策を総合的に推進していきます。

(2) 市民・事業者・各種団体との協働

市民・事業者・各種団体において男女共同参画に関する取組が進むよう、情報提供・研修機会の提供等を行い、男女共同参画の推進に協働で取り組みます。

2 庁内における推進体制の充実

(1) 大村市男女共同参画懇話会

学識経験者、関係団体等の代表及び公募市民から構成される「大村市男女共同参画懇話会」において、プランの着実な推進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図っていきます。

(2) 男女共同参画庁内推進会議

市の関係部長等で構成される「大村市男女共同参画庁内推進会議」において、男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の検討及び推進を行うとともに、関係部局及び関係行政機関との連携を充実させます。

(3) 男女共同参画庁内推進会議幹事会

「大村市男女共同参画庁内推進会議」に課長級職員で構成される幹事会をおき、男女共同参画社会の形成に関する施策の検討及び推進を行うとともに、関係課との連携を充実させます。

(4) 各課庁内推進員

積極的な施策事業の展開を図るため、庁内の各部署に推進員を置き、全庁的な推進体制の強化を図ります。また、推進員に対し、男女共同参画の視点を養い、市の施策に活かすことを目的とした研修を行います。

(5) おおむら男女共同参画推進事業実行委員会

大村市男女共同参画推進センター利用団体や一般市民で構成する「おおむら男女共同参画推進事業実行委員会」を主体として、男女共同参画に関する講演会等の啓発事業に取り組みます。

(6) 大村市男女共同参画推進センター

「大村市男女共同参画推進センター（ハートパル）」は、男女共同参画社会を目指して、意識啓発や人材育成、学習機会の提供、相談事業、情報提供事業等の諸事業を実施するとともに、団体、グループ、地域との連携・協働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援します。

3 プランの進行管理

(1) 進捗状況の管理

毎年度具体的な施策の実施状況をとりとまとめて、その進捗状況を把握し、計画期間内における目標達成に向けた事業展開を図り、着実な進行管理を行います。

(2) 市民への情報公開（広報・ホームページでの公表）

各事業等の実施状況について「進捗状況報告書」を作成し、ホームページ等を通じて公表します。



資料編

1 大村市男女共同参画懇話会設置要綱

平成9年5月30日

告示第106号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画に関する総合的施策の推進に資するため、大村市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(平15告示223・一部改正)

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 女性関係団体に所属する者
- (3) 一般公募による者
- (4) 関係行政機関の職員

(平15告示223・平19告示34・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平14告示104・一部改正)

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇話会の会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(平15告示223・一部改正)

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ座長が招集する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務部男女いきいき推進課において処理する。

(平11告示86・平14告示104・平16告示77・平19告示74・平23告示67・平25告示37・一部改正)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

(平15告示223・一部改正)

附則

この要綱は、平成9年6月2日から施行する。

附則(平成11年3月31日告示第86号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成 14 年 3 月 29 日告示第 104 号)

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 15 年 5 月 26 日告示第 223 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附則(平成 16 年 3 月 31 日告示第 77 号)

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年 3 月 23 日告示第 34 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年 3 月 31 日告示第 74 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 23 年 3 月 31 日告示第 67 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 25 年 3 月 27 日告示第 37 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 大村市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

平成9年5月30日

告示第107号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、本市の内部機関相互の総合的な連絡調整を図るため、大村市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(平14告示105・一部改正)

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1)男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2)男女共同参画社会の形成に係る関係部局及び関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3)その他男女共同参画に係る行政施策の推進に必要な事項に関すること。

(平15告示189・追加)

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 推進会議で決定した施策に関し必要な事務を処理するため推進会議に幹事会を置き、調査研究を行うため必要に応じワーキンググループを置くことができるものとする。

(平14告示105・旧第3条繰上、平15告示189・旧第2条繰下、平19告示73・一部改正)

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平14告示105・旧第4条繰上、平15告示189・旧第3条繰下)

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

(平14告示105・旧第5条繰上、平15告示189・旧第4条繰下)

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係部課長その他の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(平14告示105・旧第6条繰上、平15告示189・旧第5条繰下)

(幹事会)

第7条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、男女いきいき推進課長をもって充てる。

3 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集しその会議の議長となる。

6 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代理する。

(平11告示87・一部改正、平14告示105・旧第7条繰上・一部改正、平15告示189・旧第6条繰下、平16告示78・平19告示73・平23告示68・平25告示38・一部改正)

(ワーキンググループ)

第8条 ワーキンググループは、調査研究の内容に応じ、会長が委嘱した部員で組織する。

- 2 ワーキンググループに部長を置く。
- 3 部長は、部員のなかから互選する。
- 4 ワーキンググループの会議は、必要に応じ部長が招集し、その議長となる。
- 5 部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名する部員がその職務を代理する。

(平14告示105・旧第8条線上、平15告示189・旧第7条線下)

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務部男女いきいき推進課において処理する。

(平11告示87・一部改正、平14告示105・旧第9条線上・一部改正、平15告示189・旧第8条線下、平16告示78・平19告示73・平23告示68・平25告示38・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

(平14告示105・旧第10条線上、平15告示189・旧第9条線下)

附則

この要綱は、平成9年6月2日から施行する。

附則(平成11年3月31日告示第87号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成14年3月29日告示第105号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成15年4月25日告示第189号)

この告示は、公表の日から施行する。

附則(平成16年3月31日告示第78号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成19年3月31日告示第73号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成20年3月31日告示第69号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成23年3月31日告示第68号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成25年3月27日告示38号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月31日告示第50号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月30日告示第60号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第50号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

■第5期おおむら男女共同参画プラン

別表第1(第3条関係)

(平23告示68・全改、平29告示60・令3告示50・一部改正)

大村市理事
企画政策部長
総務部長
財政部長
市民環境部長
福祉保健部長
こども未来部長
産業振興部長
都市整備部長
教育次長
上下水道局次長
競艇企業局次長

別表第2(第7条関係)

(平19告示73・全改、平23告示68・平25告示38・平28告示50・平29告示60・令3告示50・一部改正)

企画政策部	企画政策課長 地方創生課長
総務部	人事課長 安全対策課長
財政部	契約課長 市民環境部 市民課参事 地域げんき課長
福祉保健部	国保けんこう課参事 長寿介護課参事 障がい福祉課長
こども未来部	こども政策課長 こども家庭課長
産業振興部	商工振興課長
都市整備部	都市計画課長
教育委員会	学校教育課長 社会教育課長 図書館参事
会計課	会計課長
上下水道局	業務課長
競艇企業局	業務課長

3 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
改正平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条 - 第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条 - 第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

改正平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 4 条)
- 第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画 (第 8 条 - 第 14 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画 (第 15 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 16 条・第 17 条)
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 18 条 - 第 25 条)
- 第 5 章 雑則 (第 26 条 - 第 28 条)
- 第 6 章 罰則 (第 29 条 - 第 34 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)、及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成29年3月31日法律第14号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定公布の日
二及び三略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定
平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)
 改正平成16年6月2日法律第64号
 同平成19年7月11日法律第113号
 同平成25年7月3日法律第72号
 同平成26年4月23日法律第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条－第5条）

第3章 被害者の保護（第6条－第9条の2）

第4章 保護命令（第10条－第22条）

第5章 雑則（第23条－第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取

り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行つて

いることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年7月3日法律第72号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則（平成26年4月23日法律第28号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

三 略

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6 男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	大村市の動き
1945年 (昭和20年)	・国際連合発足 ・「国際連合憲章」採択	・「改正選挙法」公布(婦人参政権)		
1946年 (昭和21年)	・国連婦人の地位委員会発足	・第22回総選挙で初の婦人参政権を行使 ・「日本国憲法」公布(男女平等の明文化)		
1948年 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択			
1967年 (昭和42年)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択。1976～1985年を「国連婦人の十年」と決定(目標:平等、発展、平和)	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置		
1976年 (昭和51年)		・国立婦人教育会館開館 ・「民法」改正(離婚復氏制度)	・婦人問題窓口(労政課)設置	
1977年 (昭和52年)		・国内行動計画策定		
1978年 (昭和53年)			・長崎県婦人問題懇話会設置 ・長崎県婦人関係行政推進会議設置	
1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法・家事審判法」改正(配偶者の相続分引き上げ)	・「いきがいを育てる長崎県の婦人対策」策定 ・婦人問題担当企画主幹設置 ・第1回市町村担当課長会議開催	
1981年 (昭和56年)	・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	・国内行動計画後期重点目標策定		
1983年 (昭和58年)			・長崎県婦人問題調査実施	
1984年 (昭和59年)		・「国籍法・戸籍法」改正(国籍の父母両系主義へ)		
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年世界会議ナイロビ」 ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布(1986年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「国民年金法」改正(女性の年金権確立)(1986年施行)	・ラジオミニ講座「女あれこれ」放送開始 ・情報紙「女性ながさき」創刊	
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進有識者会議開催	・企画部婦人対策室設置	
1987年 (昭和62年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定		

■第5期おおむら男女共同参画プラン

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	大村市の動き
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・2001 ながさき女性プラン策定 ・婦人対策室を女性行政推進室に改称	
1991年 (平成3年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定 ・「育児休業法」公布(1992年施行)		
1992年 (平成4年)		・婦人問題担当大臣任命	・審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定	
1993年 (平成5年)	・国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布・施行	・育児休業生活資金創設	
1994年 (平成6年)	・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称	・「2001 ながさき女性プラン(第一次改定)」策定 ・企画部参事監(女性行政担当)新設	
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准	・企画部参事監(女性行政担当)を生活環境部参事監(女性行政担当)に改組 ・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組	
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「優生保護法」を改正し、「母体保護法」公布・施行	・「ながさきキラキラ・ライフプラン～2001 長崎県農山漁村女性ビジョン～」策定	
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正(1999年施行) ・「介護保険法」公布(2000年施行)	・「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」開始 ・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(1997～2000年)	・企画調整課に「女性行政推進室」を設置 ・「大村市女性行政推進会議設置要綱」策定 ・大村市女性行政推進会議で「審議会等に女性委員の登用を2000年までに30%になるように」女性の登用促進要綱を制定 ・「大村市女性行政推進住民意識調査」実施(第1回)
1998年 (平成10年)			・「男女共同参画フォーラム」開催	・「市長との対話集会」をワーキンググループ等が開催

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	大村市の動き
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定) 	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 生活環境部参事監(女性行政担当)を県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)に改組 生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ラジオミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称 情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称 	<ul style="list-style-type: none"> 「市長と語る女性の集いを」開催(4地区で実施) 「女性行政行動計画」を策定 「第1期おむら男女共同参画プラン」を策定
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「新世紀創造フォーラム」開催 「長崎県男女共同参画計画」策定 長崎県男女共同参画推進本部設置 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「大村市男女共同参画推進センター」を開館
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> 長崎県男女共同参画推進条例制定 長崎県男女共同参画審議会設置 長崎県男女共同参画推進員設置 	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「長崎県男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第3期大村市男女共同参画懇話会から市長へ提言書を提出(H15.3.26) 「大村市男女共同参画に関する市民意識調査」実施(第2回)
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正・施行(元配偶者への拡大、暴力概念の拡大等) 		<ul style="list-style-type: none"> 「第2期おむら男女共同参画プラン」策定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次男女共同参画基本計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県男女共同参画推進センター開設 情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称 	<ul style="list-style-type: none"> 「ハートバル」の愛称決定

第5期おおむら男女共同参画プラン

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	大村市の動き
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 (2007年施行)	・県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)を県民生活部参事監(男女共同参画担当)に改組 ・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・「長崎県DV対策基本計画」策定 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」実施	・「大村市男女共同参画推進センター」は大村市西三城町8番地(総合福祉センター3階)に移転開館
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 (2008年施行) ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針	・「長崎県男女共同参画基本計画(改定版)」策定	
2008年 (平成20年)		・内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置	・県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組 ・「長崎県子育て条例」公布・施行 ・「男女共同参画フォーラム in ながさき」開催	
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	・「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」実施 ・「第2次長崎県DV対策基本計画」策定	・「大村市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施(第3回)
2010年 (平成22年)		・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・長崎県男女共同参画推進員増員	・第7期大村市男女共同参画懇話会から市長へ提言書を提出(H22.10.28)
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UNWomen)」発足		・「第2次長崎県男女共同参画基本計画」策定	・「第3期おおむら男女共同参画プラン」の策定
2012年 (平成24年)			・県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設 ・「第3次長崎県DV対策基本計画」策定	
2013年 (平成25年)		・日本再興戦略において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(2014年施行)		

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き	大村市の動き
2014年 (平成26年)	・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!)開催	・女性活躍担当大臣任命 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・「女性のチャレンジ応援プラン」策定	・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・「ながさき女性活躍推進会議」発足 ・「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」実施	
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 ・国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	・WAW!2015(女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム)開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「ウーマンズジョブほっとステーション」開設 ・長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「長崎県男女共同参画推進センターだより」の愛称を「きらりあ」に決定	
2016年 (平成28年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行	・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・「第4次長崎県DV対策基本計画」策定 ・「第3次長崎県男女共同参画基本計画」策定	・「大村市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施(第4回)
2017年 (平成29年)	・第60回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「育児・介護休業法」の改正	・長崎県男女共同参画推進センター開設 ・情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称	・第10期大村市男女共同参画懇話会から市長へ提言書を提出(H29.1.27) ・「第4期おおむら男女共同参画プラン」の策定
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画に関する法律」交付・一部施行	・県庁舎の移転	
2019年 (令和元年)		・「女性活躍推進法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「労働施策総合推進法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「働き方改革関連法」施行		・「大村市男女共同参画推進センター」は大村市本町458番地2(プラットおおむら4F)に移転(H31.4.1)
2020年 (令和2年)	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大	・「第5次男女共同参画基本計画」策定	・県民生活部男女参画・女性活躍推進室を県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室に改組 ・「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」実施 ・長崎県男女共同参画推進員の定数増加	
2021年 (令和3年)			・「第4次長崎県男女共同参画基本計画」策定 ・「第5次長崎県DV対策基本計画」策定	・「大村市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施(第5回)
2022年 (令和4年)				・第13期大村市男女共同参画懇話会から市長へ提言書を提出(R4.1.5) ・「第5期おおむら男女共同参画プラン」の策定(R4.3)

7 相談窓口

大村市	大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」 女性のための相談室	夫婦や家族・恋人のこと、DVなど	0957-54-8715 (代表)
長崎県	長崎県男女共同参画推進センター 相談窓口	夫婦・家族のこと、セクハラ、DV など	095-822-4730
長崎県	長崎県男女共同参画推進センター 男性のための相談窓口	家庭、仕事、パートナー、人間関係、 健康など	095-825-9622
長崎県	長崎子ども・女性・障害者支援センター	女性が抱える問題や悩みに関する総 合的な支援窓口	095-846-0565
長崎県	長崎県人権教育啓発センター LGBT相談デー	LGBTQなど性的少数者の方やそ の家族、友人の方などからの相談	090-5939-5095
長崎県	大村警察署（生活安全課）	DV、ストーカー関連	0957-54-0110
(公社)	長崎犯罪被害者支援センター サポートながさき（性暴力被害相談専用）	性暴力、セクハラなど	095-895-8856
NPO	NPO法人 DV防止ながさき 女性ほっとラインながさき	家族・パートナーによるDVに関す ること	095-832-8484

第5期 おおむら男女共同参画プラン

発行/大村市総務部男女いきいき推進課
(大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」)

TEL 0957-54-8715

URL <http://www.city.omura.nagasaki.jp/>

